

のは当然ではないですか。九〇年代には普通預金で二・〇八%、定期で六・〇八%の利子があります。だから、退職金を銀行に預け、少ない年金生活でも老後の人生設計がそれなりに描けたのです。

総理、日銀のゼロ金利解除を待たず、銀行の自発的金利引上げを促すべきではありませんか。是非答えていただきたいと思います。

総理、あなたの改革は、とにかく金もうけさえすれば勝ち組だと邁進し、弱肉強食のモラルハザードですね。ライブドア事件から村上フンドルの動きまで、小泉内閣そのものを象徴しているとさえ言えるものではないですか。景気回復の傾向は強まっているのに、働く人の六割は五年前より個人の収入の格差が広がっていると感じ、五人に一人は失業の不安を感じていると伝えられているではありませんか。痛みに耐えても将来の光など見えていないのではないか。

企業の中核となるべき正社員は、九五年から二〇〇六年までの間に四百九十三万人減少し、非正社員が六百六十二万人増えています。失業率は下がつたと政府は言つても、中身を見ると、パートや派遣社員増で企業のコスト削減を誘導しただけではありませんか。政権発足直後の五百三十万人の雇用創出といった公約はどのように具体化されたのですか。

一方では、生活保護世帯が百万世帯、百四十三万人を超えていました。生活への不安、失業などを理由に、あなたの政権の下で毎年三万人を超える自殺者まで出ているというのに、どこに光がありますか。影どころか暗やみばかりが広がっているではありませんか。最近の痛ましい事件の背景にも、こうした社会不安が増大しているからではありませんか。お答えいただきたいと思います。

そして、あなたの無責任さが社会保険庁にも現れているのではないか。村瀬清司氏を民間から抜てきし、長官に任命したのは、小泉総理、あなたでしょう。任命責任についてどのような認

識でおられるのですか。お答えいただきます。

また、どうしても指摘をせざるを得ないことは、総理、あなたが日本の歴史に向き合わず、靖国神社参拝を個人の問題にすり替えていることにによる日本の外交上の失政です。中国や韓国国民にとどまらず、アジアの人々との眞の和解を妨げているのは、総理、あなた自身の歴史観による責任です。靖国神社参拝は、A級戦犯が合祀されてしまうのですから、アメリカの議会人や専門家も侮辱されたとすら受け止めているではありませんか。

総理、アナン国連事務総長が、日中韓の和解、アジアの和解が国際社会にとつても必要と強調されていることを御承知でしょうか。日本がアジアを始め国際社会で名譽ある地位を占めるためにも、過去の誤った日本の戦争に対する反省は既になされているのですから、その反省と総理の靖国神社参拝中止などが不可分の関係にあることを認め、総理、あなたは英断すべきだと考えています。

そして、近々訪米され、ブッシュ大統領と首脳会談が行われるとも伺っておりますが、くれぐれも思いやり予算と米国産牛肉の輸入解禁というお土産はお持にならないよう御忠告申し上げ、総理のしつかりとした答弁を求めます。

小泉政治の行き過ぎた市場原理で、国民の皆さんに果たすべき責任、すなわち国民の安全、安心のための実現は、民間でとくに美名の下、次から次へと丸投げしてきた大きな弊害として一連の耐震强度偽装事件が発覚いたしました。乗り物の安全、食の安全、子供の安全、そして住まいの安全も脅かされ、国全体の社会不安が高まっている状態です。

そこで、まず提案型の質問の柱は、設計、施工の分離の促進です。

設計が施工業者の下請になつていてはチェック機能が働くはずありません。設計と施工を分離し、厳しいチェックを実現するには、建築士の地位と独立性を高めていくことが重要です。そのためには、資格試験の段階から改革が必要です。

民主党は、すべての建築士を、仮称ですが、建築士の会に強制加入させ、自治組織として運営を図り、独立性を向上させます。その中で、建築士同士の情報交換を密にし、構造を始めとした専門建築士育成のための研修、検定などを充実させ、プロとしての倫理観を強めもらいます。弁護士を始め事件に関与したとされる関係者が逮捕

されています。いかなる理由があろうと、違法行為により大きな社会的混乱を招いた姉歯元一級建築士自身の責任は極めて重く、また違法行為を実行してきましたゼネコンや建設会社の責任、違法行為を見逃した指定確認検査機関、特定行政の責任、さらには確認検査機関を監督できなかつた国土交通省の責任は重大であります。

一方、本件が国民の安全、安心を脅かす事件であるにもかかわらず、国土交通省に対して事件の公表を遅らせるよう現職の国会議員が働き掛けたことの御承知でしょうか。日本がアジアを始め国際社会で名譽ある地位を占めるためにも、過去の誤った日本の戦争に対する反省は既になされているのですから、その反省と総理の靖国神社参拝中止などが不可分の関係にあることを認め、総理、あなたは英断すべきだと考えています。

そして、近々訪米され、ブッシュ大統領と首脳会談が行われるとも伺っておりますが、くれぐれも思いやり予算と米国産牛肉の輸入解禁というお土産はお持にならないよう御忠告申し上げ、総理のしつかりとした答弁を求めます。

二つ目の提案の柱は、保険加入の促進です。

現在、住宅の十年間瑕疵担保責任を保証するための保険がありますが、加入しているのは、平成十六年度、新築一戸建ての二八・四%、マンションに至つては新築のたつた一・一%にすぎません。売主が倒産しても保証される保険の普及が必要です。すべての建て売り一戸建て及びマンション販売の広告に、その住宅が保険に加入しているか否かを表示させることです。保険に加入していない場合でも、加入していないことを表示を義務付け、文字の大きさや体裁も規定し、違反には罰則を科すことです。

これによつて、消費者が保険加入の有無を事前に把握し、購入することができるようになります。同時に、保険に加入していない物件は売行きにマイナスの影響が出ることになり、保険加入の促進が期待できます。保険に加入する際には建物が保険会社の査定を受けることになり、多角的なチェックも期待されます。

住まいは一生に一度の、人生の夢を託した何千万円もある高い買物、この高価なマンションが耐震偽装の発覚により、一夜にして価値がゼロになります。この考え方についての答弁を求めています。

住まいは一生の買物です。消費者にとって安心して住宅やマンションを購入することができるようになりました。この考え方についての答弁を求めています。

三つ目の柱は、建築確認の確認済証は、民間認検査機関の物件であつても、最終的には特定行政が発行することです。

護士や公認会計士、税理士、行政書士、司法書士等の職種にも全員に加入義務のある自治組織があります。

また、建築士の資格を持つていない建設会社やディベロッパー関係者が建築士事務所、設計事務所を開設し、資本金を拠出して、株式会社として建築士を雇うケースが多く見られます。設計事務所の開設者は建築士に限定し、株式会社とは異なる建築士法人制度を新設し、独立性を高めます。

同時に、建築士の責任も強めてまいります。

このようないい民主党の提案について、大臣の答弁を求めます。

ブッシュ大統領との会談ですが、日米両国は世界における様々な問題の解決に世界の国々と協調しながら取り組んでおります。来月の首脳会談においては、このような世界の中の日米同盟という観点から、幅広い事項について大所高所から議論を行い、両国の一層緊密な協力を再確認したいと考えております。

耐震偽装事件についてですが、政府においては、事件の全容の把握に向け、各種調査や関係者の聴取等を行いその内容を公表するなど、全力を挙げて取り組んでまいりました。事件の背景など事実関係の詳細については、今後捜査が進展するに従い更に解明が進むものと考えております。

国会における事実解明の取組については、これまでの審議の中で関係者の参考人招致や証人喚問が行われたこと承知しておりますが、いずれにしても国会の運営に関する問題であり、国会においてよく議論していただきたいと考えます。

なお、御指摘の政治家の関与については、衆議院政治倫理審査会で審査が行われたと承知しており、国土交通大臣からは、行政の判断が影響を受けたことは、切ないとの報告を受けております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○國務大臣(北側一雄君) 山下議員にお答えいたしました。

耐震偽装事件に関する国会における事実解明についてお尋ねがございました。

国土交通省におきましても、事件の全容に向け、地方公共団体と連携して各種調査や関係者の聴取等を行うとともに、国会審議におきまして、当省の把握している事実関係について可能な限りつまびらかにしてまいりました。

御指摘の政治家の関与につきましては、国土交通省においても第三者委員会などにより調査してまいりましたが、行政の判断が影響を受けたことは一切ございません。

次に、建築士の独立性の向上に関する民主党の提案についてお尋ねがございました。

山下議員がおっしゃっていますように、建築士の地位と独立性を向上させていくことは私も今後の重要な課題であると認識しております。しかし、設計と施工の分離を促進せよとの御提案につきま

しては、設計と施工を一貫して行う方式につきましては、設計意図を十分理解した施工や、施工方法も含めて検討された適切な建築計画の設計が可能となるといったメリットもございます。両者を分離することが直ちに適当であるとは考えておりません。

さらに、建築士の会への強制加入の必要性につきましては、今、専門分野別の建築士制度の導入など建築士制度の抜本的な見直しについて論議をされているところでございまして、それと並行いたしましてこの問題についても十分検討をしてまいりたいと考えております。

また、建築士業界には多様な団体が活動しております。これを踏まえまして、これらの団体間の十分な調整が必要であると考えているところでございます。

事務所開設者を建築士に限定し、建築士法人制度を導入することにつきましては、会社組織による建築士事務所を開設することができなくなりますので、その導入に当たりましては慎重な検討が必要であると考えております。

不動産販売時の広告における保険加入の有無等の表示の義務付けについてお尋ねがございました。

今般、政府案においては、情報の開示を図ることが重要との認識から、住宅の売主等に対し、契約締結前に保険加入の有無等について購入希望者への説明を義務付ける等の措置を講じているところです。

民主黨案においては、この措置に加えて、広告における保険加入の有無等の表示を義務付けておりますが、広告は宅建業者等の任意で行わ

れ、すべての業者が広告をするわけではなく、また多種多様なものが様々な媒体を通じて行われているものでございます。このため、保険加入の有無等の表示を広告に義務付けることについては、その必要性や妥当性を慎重に検討する必要があると考えております。

最後に、確認済証の発行権限を特定行政庁に限定することについてお尋ねがございました。

民主党案におきましては、確認検査機関が確認証を交付した建築計画について、改めて特定行政庁の建築主事が確認済証の交付を行ふこととされております。この仕組みは、確認検査機関と建築主事の双方において申請及び審査を必要とし、手続き、審査期間等の面で合理性を欠くという問題点があるのではないかと考えております。

国土交通省としては、行政の実施体制も踏まえながら、建築確認検査の厳格化、確認検査機関に対する指導監督の強化、建築士等に対する罰則の強化など、政府案に基づく措置を早急に講じることにより、再発防止に取り組んでいくことが必要であると考えております。(拍手)

○講長(屬千景君) 山本香苗君。

(山本香苗君登壇 拍手)

○山本香苗君 私は、自由民主党及び公明党を代表し、建築基準法等の一部を改正する法律案につきまして、小泉総理並びに北側国土交通大臣に質問いたします。

質問に入る前に、五月二十七日、インドネシアのジャワ島中部で大規模な地震が発生し、既に五千人を超える尊い命が犠牲となつております。お亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。同時に、被災された方々に対しまして心よりお見舞い申し上げます。

支援の手が遅れれば遅れるほど被害が拡大します。我が党は地震直後に対策本部を立ち上げ、昨日から現地へ調査団を派遣しております。今回の

え、迅速かつ十分な支援を行つていただきたいと強く要望いたしますが、この点、総理の御見解をお伺いします。

また、一昨日、参議院災害対策特別委員会として新潟県を視察してまいりました。新潟県中越地震から一年半以上がたった今なお、地震の残したつめ跡は被災された方々の生活に色濃く残っています。一日も早く復旧できますよう引き続き全効力の支援をしていただきたいと思いますが、総理の力強い御答弁をお願いいたします。

本題に入ります。

建築物に対する信頼を大きく揺るがした耐震強度偽装事件発覚から半年以上が過ぎました。現在、ようやく関係者の逮捕や処分が行われておりますが、なぜ耐震偽装が行われ、多くの危険な建物ができてしまつたのか、だれにどのような責任があるのか、まだ明らかになつております。

そこで、まず総理にお伺いします。

総理は、この問題をどうとらえておられるのか、総理の基本認識を伺います。併せて、再発防止に向けた取組を今後どう進めていかれるのか、任期中にそれなりの道筋を付けようというお考えがあるのかどうか、総理の御決意をお伺いします。

また、今回の事件の被害者救済については、昨年末に当面の対応策を素早く取りまとめていただきました。しかし、現在、住民の皆様は重い追加負担を前に手詰まりの状態となり、再建は進んでおりません。他方、家賃補助は二年間と、時間との闘いもあります。二重ローンの問題等々もあり、国交省だけでは対応し切れない問題も出てきました。

今後、どう被害者を救済していくのか、被害者の皆様が希望を見いだせるような答弁を小泉総理にお願いいたします。

以下、順次、北側国土交通大臣に質問いたします。

まず最初に、確認検査制度について伺います。

構造設計は難しいプロの仕事で、プロにしか評価できないものであつたにもかかわらず、民間確認検査機関にも行政側にも構造設計の実務経験を持つ担当者がほとんどおらず、形式的なチェックしかできていなかつたと言われております。今回の法案では二重チェックするための第三者機関の新設が盛り込まれておりますが、今の検査体制の中に創設すると民間確認検査機関と役割がダブルのではないか、新たな天下り先になるのではないか、また、コンピューターによる複雑な構造計算を第三者機関が本当にチェックできるのかといった懸念がなされております。

新たな第三者機関による検査は具体的にどのようにして行われるよう制度設計されるのでしょうか。様々な懸念を払拭するような明快な御答弁を求めます。

現行の確認検査制度の最大の問題は、建築確認に不備があつた場合、だれが責任を負うべきかまいであることだとの指摘がございます。新たに創設される第三者機関も含め、建築主、設計者、施工者、確認検査機関、また確認検査機関を指定した国や都道府県が検査結果にどれだけ法的责任を負うことになるのか。この点、今回の法改正でどう明確になるのか、併せてお答えいただきたく思います。

今回の確認検査制度の改正に当たつても、大臣認定プログラムを使用することが前提となつております。大臣認定プログラムは設計の手助けになりますが、これだけなりますが、これだけできんとした構造設計ができるというものではありません。にもかかわらず、大臣認定プログラムで計算したと言えば、間違つてはいるはずがないと過度に依存されておりました。耐震偽装事件の発端もこの大臣認定プログラムから始まつております。

そこで、改めて大臣に質問します。大臣認定プログラムの内容、利用の仕方については、もう一度専門家の意見をよく聞いて検討を加えるべきではないかと思いますが、大臣のお考えを伺います。

構造設計は難しいプロの仕事で、プロにしか評価できないものであつたにもかかわらず、民間確認検査機関にも行政側にも構造設計の実務経験を持つ担当者がほとんどおらず、形式的なチェックしかできていなかつたと言われております。今回の法案では二重チェックするための第三者機関の新設が盛り込まれておりますが、今の検査体制の中に創設すると民間確認検査機関と役割がダブルのではないか、新たな天下り先になるのではないか、また、コンピューターによる複雑な構造計算を第三者機関が本当にチェックできるのかといった懸念がなされております。

新たな第三者機関による検査は具体的にどのようにして行われるよう制度設計されるのでしょうか。様々な懸念を払拭するような明快な御答弁を求めます。

現行の確認検査制度の最大の問題は、建築確認に不備があつた場合、だれが責任を負うべきかまいであることだとの指摘がございます。新たに創設される第三者機関も含め、建築主、設計者、施工者、確認検査機関、また確認検査機関を指定した国や都道府県が検査結果にどれだけ法的责任を負うことになるのか。この点、今回の法改正でどう明確になるのか、併せてお答えいただきたく思います。

中間検査は、平成十年の建築基準法改正のとき導入され、今回の法案では三階建て以上の共同住宅について全国一律に義務付けることになつておきます。建築確認で見逃したとしても、工事現場できちんと検査をすれば、おかしいと気付くはずです。そういう意味で、中間検査は極めて効果的であると思います。しかし、今回の事件でイーホームズは中間検査を行つたと主張しております。すると、建築確認でも中間検査でも偽装は見逃されたわけです。たとえ中間検査を義務付けたとしても、今の形だけの検査では意味がありません。

せつかく導入するのであれば、ただ単に義務付けるというだけではなくて、中間検査の仕方や内容について海外の例を参考にして充実強化を図るべきだと考えますが、北側大臣の御所見をお伺いいたします。

今回の法改正で建築士等の業務の適正化及び罰則の強化等が行われることとなつておりますが、幾ら規制を強化しても、構造というものを軽視する風土が変わらなければうまく機能しないのではないかと思います。西欧では、専門家の仕事は競争になじまないとして、建築家の団体が構造設計料などを報酬を一定程度コントロールしているそうです。我が国においても同様の考え方が必要ではあります。

次に、自治体の監督権限強化について伺います。今回の法改正において、自治体の検査機関への監督権限強化が盛り込まれております。監督するということは、監督される側よりも高度な能力を持つ非姉妹問題などで、地方自治体の監督能力を疑わせる事態が相次いでおります。

今後、国として、自治体の監督能力の向上をどう支援し、確保していくことをお考えなのでしょうか。具体的な答弁を求めます。

次に、中間検査について伺います。

中間検査は、平成十年の建築基準法改正のとき導入され、今回の法案では三階建て以上の共同住宅について全国一律に義務付けることになつておきます。建築確認で見逃したとしても、工事現場できちんと検査をすれば、おかしいと気付くはずです。そういう意味で、中間検査は極めて効果的であると思います。しかし、今回の事件でイーホームズは中間検査を行つたと主張しております。すると、建築確認でも中間検査でも偽装は見逃されたわけです。たとえ中間検査を義務付けたとしても、今の形だけの検査では意味がありません。

せつかく導入するのであれば、ただ単に義務付けるというだけではなくて、中間検査の仕方や内容について海外の例を参考にして充実強化を図るべきだと考えますが、北側大臣の御所見をお伺いいたします。

今回の法改正で建築士等の業務の適正化及び罰則の強化等が行われることとなつておりますが、幾ら規制を強化しても、構造というものを軽視する風土が変わらなければうまく機能しないのではないかと思います。西欧では、専門家の仕事は競争になじまないとして、建築家の団体が構造設計料などを報酬を一定程度コントロールしているそうです。我が国においても同様の考え方が必要ではあります。

官報 (号外)

<p>○議長(扇千景君) これより採決をいたします。まず、日程第一及び第三の予備費使用総調書等二件について採決をいたします。</p> <p>二件を承諾することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>〔投票開始〕</p> <p>○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>○議長(扇千景君) 次に、日程第一の予備費使用総調書について採決をいたしました。</p> <p>本件を承諾することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>〔投票開始〕</p> <p>○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>○議長(扇千景君) 次に、日程第二の予備費使用総調書について採決をいたしました。</p> <p>本件を承諾することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>〔投票開始〕</p> <p>○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>○議長(扇千景君) 次に、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者等の一定の行為による消費者の被害の発生又は拡大を防止するため、適格消費者団体が事業者等に対し、その差止めを請求することができるとしているとともに、適格消費者団体の内閣総理大臣による認定等の制度及び差止請求に係る訴訟手続等について所要の規定を整備しようとするものであります。なお、衆議院におきまして、差止請求に係る訴えは、消費者契約法に規定する不当な行為があつた地を管轄する裁判所にも提起することができる旨の修正が行われております。</p> <p>委員会におきましては、猪口国務大臣、山口内閣府副大臣等に対しても質疑を行い、また、四名の参考人から意見を聴取いたしました。</p> <p>委員会における主な質疑の内容は、法改正の目的、適格消費者団体の認定要件の在り方と財政支援の必要性、消費者団体における情報取得と個人情報の保護、同一事件における後訴の制限を設けた理由とその妥当性、適格消費者団体による損害賠償請求制度と不当利得返還の在り方の検討等であります。その詳細は会議録によつて御承知願います。</p> <p>昨日、質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決</p>	<p>○議長(扇千景君) 日程第四 消費者契約法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。</p> <p>まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長工藤堅太郎君。</p> <p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>〔工藤堅太郎君登壇、拍手〕</p> <p>○工藤堅太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者等の一定の行為による消費者の被害の発生又は拡大を防止するため、適格消費者団体が事業者等に対し、その差止めを請求することができるとしているとともに、適格消費者団体の内閣総理大臣による認定等の制度及び差止請求に係る訴訟手続等について所要の規定を整備しようとするものであります。なお、衆議院におきまして、差止請求に係る訴えは、消費者契約法に規定する不当な行為があつた地を管轄する裁判所にも提起することができる旨の修正が行われております。</p> <p>委員会におきましては、猪口国務大臣、山口内閣府副大臣等に対しても質疑を行い、また、四名の参考人から意見を聴取いたしました。</p> <p>委員会における主な質疑の内容は、法改正の目的、適格消費者団体の認定要件の在り方と財政支援の必要性、消費者団体における情報取得と個人情報の保護、同一事件における後訴の制限を設けた理由とその妥当性、適格消費者団体による損害賠償請求制度と不当利得返還の在り方の検討等であります。その詳細は会議録によつて御承知願います。</p> <p>昨日、質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決</p>
--	---

○議長(扇千景君) 日程第六 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。総務委員長世耕弘成君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○世耕弘成君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方分権の推進に資するとともに地方公団体の組織及び運営の合理化を図るために、地方制度調査会の答申にのっとり、副知事及び助役制度並びに出納長及び収入役制度を見直し、長又は議長の全国的連合組織に対する情報提供制度を創設するとともに、議長の臨時会の招集請求に関する規定を設ける等議会制度の充実を図り、併せて中核市の指定要件の緩和等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、地方の自主性、自律性の一層の拡大、専門家の調査の活用、議会事務局の充実等地方議会の強化

市町村合併の実績評価と今後の取組、地方六団体に対する情報提供制度の適切な運用、地方交付税の在り方等地方財政改革をめぐる総務大臣の認識、出納長・収入役制度の廃止の是非等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川春子委員より、社会民主・護憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し六項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。投票総数
投票総数
二百二十四
二百九
十五
反対 贊成

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

よって、本案は可決されました。(拍手)

に、十八日には国土交通委員会との連合審査、二十三日には四名の参考人からの意見聴取を行つたほか、二十五日には埼玉県川越市におけるまちづくりの実情を観察いたしました。

委員会におきましては、これまでのまちづくり施策の評価と反省点、内閣総理大臣による基本計画の認定基準、地権者等の地域住民をまちづくりに参加させるための方策、まちづくりに対する事業者の責務の在り方、将来のまちづくりのあるべき姿等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。投票総数
投票総数
二百二十六
二百十一
十五
反対 贊成

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

よって、本案は可決されました。(拍手)

出席者は左のとおり。

議員	議長	扇角田	千景君
近藤正道君	坂本由紀子君	鰐淵洋子君	
又市昌秀君	谷合正明君	澤谷雄二君	
西田昭仁君	浜田昌良君	渕上貞雄君	
大田昌子君	山本香苗君	山本香苗君	
浮島とも子君	木村仁君	木村仁君	
小泉昭男君	福島みづほ君	福島みづほ君	
渡辺孝男君	佐藤昭郎君	佐藤昭郎君	
福本潤一君	英夫君	英夫君	
佐藤昭郎君	保君	保君	
田英夫君	和夫君	和夫君	
山本光英君	岩城英夫君	岩城英夫君	
山下栄一君	竹中保彦君	竹中保彦君	
魚住裕一郎君	野上浩太郎君	野上浩太郎君	
浅野勝人君	金田昭三君	金田昭三君	
山崎勝年君	草川安君	草川安君	
山崎勝年君	狩野安君	狩野安君	
浜崎勝年君	竹中安君	竹中安君	
浜崎勝年君	野村和也君	野村和也君	
浜崎勝年君	西島英利君	西島英利君	
浜崎勝年君	小池正勝君	小池正勝君	
浜崎勝年君	岸信夫君	岸信夫君	
浜崎勝年君	萩原健司君	萩原健司君	
浜崎勝年君	中川義雄君	中川義雄君	
浜崎勝年君	世耕弘成君	世耕弘成君	
浜崎勝年君	関口昌一君	関口昌一君	
浜崎勝年君	藤野常田君	藤野常田君	
浜崎勝年君	大野つや子君	大野つや子君	
浜崎勝年君	伊達直君	伊達直君	
浜崎勝年君	阿部忠一君	阿部忠一君	
浜崎勝年君	正俊君	正俊君	

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。

午前十一時十一分散会

官 報 (号 外)

平成十八年五月三十一日

參議院會議錄第二十九號

議長の報告事項

林	三浦	中原	芳正君
鴻池	一水君	爽君	
景山俊太郎君			
佐藤	松田	岩夫君	
清水嘉与子君			
若林	吉田	正俊君	
小斎平敏文君			
吉田	博美君		
亀井	郁夫君		
舛添	武昭君		
水落	敏栄君		
荒井	広幸君		
岡田	直樹君		
柏村	要一君		
藤井	基之君		
川口	順子君		
荒井	正吾君		
脇	雅史君		
福島啓史郎君			
山本	一太君		
橋本	聖子君		
保坂	三藏君		
南野知恵子君			
北岡	秀二君		
木俣	幹雄君		
鈴木	孝雄君		
藤末	賢二君		
足立	裕君		
白	陽悦君		
眞勲君	健三君		
佳丈君	新平君		
信也君			

小林	正夫君	藤本	祐司君	那谷屋正義君	溝手	鉢木	政二君	田中	直紀君	片山虎之助君	吉村剛太郎君	小野	清子君	田中	龍二君	信也君
								松村	祥史君	松村	祥史君	長谷川憲正君				
								秋元	司君	秋元	司君					
								松山	政司君	松山	政司君					
								山本	順三君	山本	順三君	中島	啓雄君	西銘順志郎君		
								田村耕太郎君		田村耕太郎君		後藤	博子君	鶴保	庸介君	
								岩永	浩美君	岩永	浩美君	矢野	哲朗君	中島	真人君	
								市川	一朗君	市川	一朗君	西田	吉宏君	岩井	國臣君	
								谷川	秀善君	谷川	秀善君	中曾根弘文君		倉田	寛之君	
								山東	昭子君	山東	昭子君	尾立	源幸君	櫻井	新君	

喜納	昌吉君	主濱	了君
山根	隆治君	若林	秀樹君
大塚	耕平君	森 ゆうこ君	森林
広野	だし君	佐藤 雄平君	佐藤
大嶋	充君	櫻井 充君	櫻井
内藤	正光君	直嶋 正行君	内藤
小林	元君	正光君	小林
和田	ひろ子君	元君	和田
伊藤	基隆君	和田ひろ子君	伊藤
田名部	匡省君	伊藤基隆君	田名部
西岡	武夫君	西岡武夫君	西岡
前川	清成君	前川清成君	前川
松岡	徹君	松岡徹君	松岡
犬塚	直史君	犬塚直史君	犬塚
千葉	景子君	千葉景子君	千葉
蓮	大石 正光君	大石正光君	蓮
島田智哉子君	筋君	筋君	島田智哉子君
廣田	一君	一君	廣田
黒岩	宇洋君	宇洋君	黒岩
岩本	智子君	智子君	岩本
大門	実紀史君	大門実紀史君	大門
浅尾慶一郎君	君	君	浅尾慶一郎君
高橋	千秋君	千秋君	高橋
市田	神本恵子君	神本恵子君	市田
工藤堅太郎君	晃君	晃君	工藤堅太郎君
小川	勝也君	勝也君	小川
江田	忠義君	忠義君	江田
北澤	俊美君	俊美君	北澤

議長の報告事項
予算委員　去る二十六日議長において、次のとおり常任委員会の辞任を許可し、その補欠を指名した。

			予算委員
		辭任	
	蓮		耕君
			大塚
			耕平君
		補欠	
			津田弥太郎君
	築瀬		
			津田弥太郎君
	進君		
			耕平君
		補欠	
			蓮
			耕君
		補欠	
			築瀬
			進君
	辞任		
			大塚
			耕平君
	議院運営委員		
			津田弥太郎君
	行政監視委員		
			耕平君
	辭任		
			築瀬
			進君
	同日議長において、次のとおり特別委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。		

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案

法律案

同日内閣から次の答申書を受領した。

同日内閣が以上の答弁書を受領した
参議院議員喜納昌吉君提出国際的な違法伐採対
策に関する質問に対する答弁書(第五六号)
参議院議員喜納昌吉君提出在日米軍第三海兵機

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
辞任 井上 哲士君 補欠 仁比 聰平君

官報(号外)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員木俣佳丈君提出政府開発援助のNG

Oへの委託に関する質問に対する答弁書(第五

八号)

同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく平成十七年度首都圏整備に関する年次報告

告を受領した。

同日内閣から、環境基本法第十二条第一項の規定

に基づく「平成十七年度環境の状況」に関する報告

及び同条第二項の規定に基づく「平成十八年度環境の保全に関する施策」についての文書を受領し

た。

同日内閣から、循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成十七年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成十八年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書を受領した。

審査報告書

平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書

右は多数をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十八年五月二十九日

決算委員長 中島 真人
参議院議長 扇 千景殿

要領書

平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書

右は多数をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十八年五月二十九日

決算委員長 中島 真人
参議院議長 扇 千景殿

要領書

平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書

右は多数をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十八年五月二十九日

決算委員長 中島 真人
参議院議長 扇 千景殿

本件について審査した結果、適当な支出であると認める。

平成十八年四月二十八日

参議院議長 扇 千景殿

本件について審査した結果、適當な支出であると認める。

平成十八年四月二十八日

参議院議長 扇 千景殿

本件について審査した結果、適當な支出であると認める。

平成十八年四月二十八日

参議院議長 扇 千景殿

平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書

右は本院において承諾することを議決した。

よつてこれを送付する。

平成十八年四月二十八日

参議院議長 扇 千景殿

審査報告書

平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書

右は多数をもつて要領書を添えて報告する。

よつてこれを送付する。

平成十八年五月二十九日

決算委員長 中島 真人
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者等の一定の行為による消費者の被害の発生又は拡大を防止するため、適格消費者団体が事業者等に対しその差止めを請求することができる

こととともに、適格消費者団体の内閣總理大臣による認定等の制度及び差止請求に係る訴訟手続等について所要の規定を整備しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づき、平成十六年八月三日から平成十七年三月二十九日までの間に経費の増額をした金額は千九百六十三億千二百四十三万円余である。

本件について審査した結果、適當な支出であると認める。

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づき、平成十六年八月三日から平成十七年三月二十九日までの間に経費の増額をした金額は千九百六十三億千二百四十三万円余である。

本件について審査した結果、適當な支出であると認める。

要領書

一、費用

本法施行のため、平成十八年度一般会計予算

(内閣府所管)に、消費者、事業者、関係団体等への制度の普及・啓発等に係る経費として八千

万円が計上されている。

要領書

一、費用

本法施行のため、平成十八年度一般会計予算

(内閣府所管)に、消費者、事業者、関係団体等への制度の普及・啓発等に係る経費

た、いやしくも制度が濫用・悪用されることのないよう、内閣総理大臣は適格消費者団体の認定及び監督を適切に行うこと。

四、本法に基づく内閣府令、ガイドライン等の運用基準の策定に当たっては、国民生活審議会への報告及び同審議会からの意見聴取を適宜行うとともに、広く消費者の意見を聴き、その反映に努めること。

五、本法の運用に当たっては、本法の趣旨及び本委員会の審議において明らかにされた解釈基準等について、消費者、事業者、地方公共団体の消費者行政担当者等を始めとした関係者に対し周知徹底を図り、差止請求に係る制度の健全な普及に努めること。

六、確定判決等があつた場合の同一事件の後訴の制限に関する規定については、例外的な事由を含め解釈基準等の周知に努めるとともに、本法施行後の差止請求訴訟等の状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこと。

七、消費者契約法に規定する不当な行為のみならず、詐欺・強迫行為を伴う勧誘行為や、民法の公序良俗に違反する条項を含む消費者契約の意思表示、さらには不当な契約条項を含む消費者契約の意思表示を行うことを推薦・提案する、いわゆる推奨行為についても、消費者被害の発生の防止に万全を尽くすとともに、本法の施行状況を踏まえつつ、差止請求権の対象範囲の在り方についても引き続き検討すること。

八、消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、司法アクセスの改善手法の展開や犯罪収益剥奪・不当利益返還の仕組みの検討を踏まえつつ、その必要性等を検討すること。また、特定商取引法、独占禁止法、景品表示法等の消費者関連法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。

九、本法の施行状況等については、その点検評価に努め、消費者被害の発生・拡大防止のため、消費者被害の発生・拡大防止のため、

消費者対策に万全を期するとともに、地方公共団体に対しても所要の措置を探るよう要請すること。

また、本法施行後五年を目途として、運用状況の総合的な評価を行い、時期を失すことなく所要の見直しを行うこと。その場合において、法令、運用改正等の所要の措置を行う際には、国民生活審議会への報告及び同審議会からの意見聴取を適宜行うとともに、広く消費者の意見を聴き、その反映に努めること。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

右決議する。

消費者契約法の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年四月二十八日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

(小字は衆議院修正)

消費者契約法の一部を改正する法律案

消費者契約法の一部を改正する法律

消費者契約法平成十二年法律第六十一号の一

部を次のよう改正する。

目次を次のよう改める。

第一章 総則(第一条～第三条)

第二章 消費者契約

第一節 消費者契約の申込み又はその承諾

第二節 意思表示の取消し(第四条～第七条)

第三節 消費者契約の条項の無効(第八条～第十一条)

第四節 差止請求(第十二条～第十五条)

第五節 補則(第十六条～第十七条)

第六節 適格消費者団体の認定等(第十八条～第二十二条)

第七節 惩罰的費用(第二十三条～第二十五条)

第八節 罰則(第二十六条～第二十七条)

第九節 附則(第二十八条～第二十九条)

第二款 差止請求関係業務等(第二十一条～第二十九条)

第三款 監督(第三十条～第三十五条)

第四款 补則(第三十六条～第四十条)

第五款 訴訟手続等の特例(第四十一条～第四十七条)

第四章 雑則(第四十八条)

第五章 罰則(第四十九条～第五十三条)

第六章 惩罰的費用(第二十六条～第二十九条)

第七章 罰則(第二十八条～第二十九条)

第八章 附則(第二十八条～第二十九条)

第九章 附則(第二十八条～第二十九条)

第十章 附則(第二十八条～第二十九条)

第十一章 附則(第二十八条～第二十九条)

第十二章 附則(第二十八条～第二十九条)

第十三章 附則(第二十八条～第二十九条)

第十四章 附則(第二十八条～第二十九条)

第十五章 附則(第二十八条～第二十九条)

第十六章 附則(第二十八条～第二十九条)

第十七章 附則(第二十八条～第二十九条)

第十八章 附則(第二十八条～第二十九条)

第十九章 附則(第二十八条～第二十九条)

第二十章 附則(第二十八条～第二十九条)

第二十一章 附則(第二十八条～第二十九条)

第二十二章 附則(第二十八条～第二十九条)

第二十三章 附則(第二十八条～第二十九条)

第二十四章 附則(第二十八条～第二十九条)

第二十五章 附則(第二十八条～第二十九条)

第二十六章 附則(第二十八条～第二十九条)

第二十七章 附則(第二十八条～第二十九条)

第二十八章 附則(第二十八条～第二十九条)

第二十九章 附則(第二十八条～第二十九条)

第三十章 附則(第二十八条～第二十九条)

第三十一章 附則(第二十八条～第二十九条)

第三十二章 附則(第二十八条～第二十九条)

としてされた場合には、当該株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出に係る意思表示については、第四条第一項から第三項まで(第五条第一項において準用する場合を含む)の規定によりその取消しをすることができない。

一項において準用する場合には、当該株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出に係る意思表示については、第四条第一項から第三項まで(第五条第一項において準用する場合を含む)の規定によりその取消しをすることができない。

としてされた場合には、当該株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出に係る意思表示については、第四条第一項から第三項まで(第五条第一項において準用する場合を含む)の規定によりその取消しをすることができない。

効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、第二項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、從前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6 第十三条第一項及び第五項第二号を除く。)、第十四条、第十五条及び前条第一項の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第十四条第二項各号に掲げる書類については、既に内閣総理大臣に提出されるいる該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(変更の届出)

第十八条 適格消費者団体は、第十四条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号(第二号及び第十一号を除く。)に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、その変更が内閣府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(合併の届出及び認可等)

第十九条 適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体である法人と合併をしたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

2 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人と合併をした場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

4 前項の認可を受けようとする適格消費者団体は、その合併がその効力を生ずる日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「認可申請期間」という。)に、内閣総理大臣に認可の申請をすることができないときは、この限りでない。

5 前項の申請があつた場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その処分がされるまでの間は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。

6 第十三条(第一項を除く。)、第十四条、第十一条及び第十六条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7 適格消費者団体である法人は、適格消費者団体でない法人と合併をする場合において、第四項の申請をしないときは、その合併がその効力を生ずる日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

第二十条 適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体である法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合において、その譲渡が第二十条第三項の認可を経ずにされたとき(同条第五項に規定する場合にあつては、その譲渡の不認可処分がされたとき)、合併が第十九条第三項の認可を経ずにその効力を生じたとき(同条第五項に規定する場合にあつては、その合併の不認可処分がされたとき)。

三 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合において、その譲渡が第二十条第三項の認可を経ずにされたとき(同条第五項に規定する場合にあつては、その譲渡の不認可処分がされたとき)。

四 適格消費者団体が前条第一項各号に掲げる場合のいづれかに該当することとなつたときは。

2 第二款 差止請求関係業務等

第二十二条 適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者的利益のために、差止請求権を適切に行使しなければならない。

2 適格消費者団体は、差止請求権を濫用してはならない。

の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

3 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合には、その譲渡を受けた法人は、その譲渡について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

4 前項の認可を受けようとする適格消費者団体は、その合併がその効力を生ずる日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「認可申請期間」という。)に、内閣総理大臣に認可の申請をすることができないときは、この限りでない。

5 前項の申請があつた場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その処分がされるまでの間は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。

理大臣に届け出なければならない。

一 破産手続開始の決定により解散した場合
破産管財人

二 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 清算人

三 差止請求関係業務を廃止した場合 法人の代表者は、内閣府令で定めるところによつて、その旨を公示するものとする。

2 第二十二条 適格消費者団体について、次のいづれかに掲げる事由が生じたときは、第十三条第一項の認定は、その効力を失う。

一 第十三条第一項の認定の有効期間が経過したとき(第十七条第四項に規定する場合にあつては、更新拒否処分がされたとき)。

二 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人と合併をした場合において、その合併が第十九条第三項の認可を経ずにその効力を生じたとき(同条第五項に規定する場合にあつては、その合併の不認可処分がされたとき)。

三 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合において、その譲渡が第二十条第三項の認可を経ずにされたとき(同条第五項に規定する場合にあつては、その譲渡の不認可処分がされたとき)。

四 適格消費者団体が前条第一項各号に掲げる場合のいづれかに該当することとなつたときは。

2 第二款 差止請求関係業務等

第二十三条 適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者的利益のために、差止請求権を適切に行使しなければならない。

2 適格消費者団体は、差止請求権を濫用してはならない。

3 適格消費者団体は、事案の性質に応じて他の

適格消費者団体と共に差止請求権を行使するほか、差止請求関係業務について相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

4 適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。

この場合において、当該適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法(電子情報処理組織)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。(以下同じ。)を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。

一 第四十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による差止請求をしたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、裁判外において事業者等に対し差止請求をしたとき。

三 差止請求に係る訴えの提起(和解の申立て、調停の申立て又は仲裁合意を含む。)又は仮処分命令の申立てがあつたとき。

四 差止請求に係る判決の言渡し(調停の成立、調停に代わる決定の告知又は仲裁判断を含む。)又は差止請求に係る仮処分命令の申立てについての決定の告知があつたとき。

五 前号の判決に対する上訴の提起(調停に代わる決定に対する異議の申立て又は仲裁判断の取消しの申立てを含む。)又は同号の決定に対する不服の申立てがあつたとき。

六 第四号の判決調停に代わる決定又は仲裁判断を含む。)又は同号の決定が確定したときは。

七 差止請求に係る裁判上の和解が成立したとき。

八 前二号に掲げる場合のほか、差止請求に係る訴訟(和解の申立てに係る手続、調停手続又は仲裁手続を含む。)又は差止請求に係る仮処分命令に関する手続が終了したとき。

九 差止請求に係る裁判外の和解が成立したときその他の差止請求に係る事業者等との間の協議が調つたとき、又はこれが調わなかつたとき。

十 差止請求に関し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であつて、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき。

十一 その他差止請求に関し内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。

十二 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める事項を、その相手方に明らかにしなければならない。

(判決等に関する情報の提供)

第二十七条 適格消費者団体は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、消費者に対し、差止請求に係る判決、確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)又は裁判外の和解の内容その他の必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(財産上の利益の受領の禁止等)

第二十八条 適格消費者団体は、次に掲げる場合に当該報告の日時及び概要その他の内閣府令で定める事項を伝達するものとする。

二号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合には、当該適格消費者団体は、当該確定判決等に係る差止請求権を放棄することができない。

(消費者の被害に関する情報の取扱い)

第二十四条 適格消費者団体は、差止請求権の行使(差止請求権不存在等確認請求に係る訴訟を含む。)第二十八条において同じ。)に係り、消費者から収集した消費者の被害に関する情報をそ

(秘密保持義務)

第二十五条 適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(氏名等の明示)

第二十六条 適格消費者団体の差止請求関係業務に従事する者は、その差止請求関係業務を行うに当たり、相手方の請求があつたときは、当該適格消費者団体の名称、自己の氏名及び適格消費者団体における役職又は地位その他内閣府令で定める事項を、その相手方に明らかにしなければならない。

(判決等に関する情報の提供)

第二十七条 適格消費者団体は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、消費者に対し、差止請求に係る判決、確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)又は裁判外の和解の内容その他の必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(財産上の利益の受領の禁止等)

第二十八条 適格消費者団体は、次に掲げる場合に当該報告の日時及び概要その他の内閣府令で定める事項を伝達するものとする。

二号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合には、当該適格消費者団体は、当該確定判決等に係る差止請求権を放棄することができない。

(消費者の被害に関する情報の取扱い)

第二十四条 適格消費者団体は、差止請求権の行使(差止請求権不存在等確認請求に係る訴訟を含む。)第二十八条において同じ。)に係り、消費者から収集した消費者の被害に関する情報をそ

財産上の利益を受けるとき。

三 差止請求に係る判決に基づく強制執行の執行費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

四 差止請求に係る相手方の債務の履行を確保するために約定された違約金の支払として財産上の利益を受けるとき。

五 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

六 適格消費者団体は、第一項各号に規定する財産上の利益を受けたときは、これに相当する金銭その他の財産上の利益を第三者に受けさせてはならない。

七 前三項に規定する差止請求に係る相手方からその差止請求権の行使に關して受け又は受けさせてはならない財産上の利益には、その相手方がその差止請求権の行使に關して不法行為によって生じた損害の賠償として受け又は受けさせる財産上の利益は含まれない。

八 適格消費者団体は、第一項各号に規定する財産上の利益を受けたときは、これに相当する金額を積み立て、これを差止請求関係業務に要する費用に充てなければならない。

九 適格消費者団体は、その定款又は寄附行為において、差止請求関係業務を廃止し、又は第十三条第一項の認定の失効、差止請求関係業務の廃止によるものを除く。)若しくは取消しにより差止請求関係業務を終了した場合において、積立金(前項の規定により積み立てられた金額をいう。)に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体(第三十五条の規定により差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合にあつては、当該適格消費者団

二 差止請求に係る判決に基づいて民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第百七十二条第一項の規定により命じられた金銭の支払として

三 差止請求に係る判決に基づいて民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第百七十二条第一項の規定により命じられた金銭の支払として

官 報 (号 外)

第二十九条 適格消費者団体は、その行う差止請求関係業務以外の業務を行なうことができる。

2 適格消費者団体は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

- 1 差止請求関係業務
- 2 適格消費者団体は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

(業務の範囲及び区分経理)

により、毎事業年度、その差止請求関係業務その他他の業務がこの法律の規定に従い適正に遂行されているかどうかについて、その業務の遂行の状況の調査に必要な学識経験を有する者が行なう調査を受けなければならない。

3 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならぬ。

- 1 差止請求の請求
- 2 業務規程
- 3 役職員等名簿(役員、職員及び専門委員の氏名、役職及び職業その他内閣府令で定める事項を記載した名簿をいう。)

4 適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別(社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む。)を記載した書類

5 財務諸表等

6 収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類

7 差止請求関係業務以外の業務を行う場合に、その業務の種類及び概要を記載した書類

8 前項の調査の方法及び結果が記載された調査報告書

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

5 適格消費者団体は、前項各号に掲げる請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

6 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、第三項第三号から第六号まで及び第八号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(報告及び立入検査)

第三十二条 内閣総理大臣は、この法律の実施に必要な限度において、適格消費者団体に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告させ、又はその職員に、適格消費者団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

1 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 第十三条第五項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

4 第十二条第五項第二号本文の確定判決等に係る訴訟等の手続に關し、当該訴訟等の当事者の認可を受けたとき。

5 第十三条第五項各号(第二号を除く。)のいずれかに適合しなくなつたとき。

6 第十二条规定の手続に關し、当該訴訟等の当事者である適格消費者団体が、事業者等と通謀して請求の放棄又は不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解をしたとき、その他不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行つたと認められるとき。

7 第十二条规定の手続に關し、当該確定判決等に係る強制執行に必要な手続に關し、当該確定判決等に係る訴訟等の当事者である適格消費者団体がその手続を怠つたことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するものと認められるとき。

8 前各号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に基づく処分に違反したとき。

第三十三条 内閣総理大臣は、適格消費者団体が、第十三条第三項第二号から第七号までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるとときは、当該適格消費者団体に対し、これらの方に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

1 前項各号に掲げる書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(適合命令及び改善命令)

2 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、適格消費者団体が第十三条第五項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたと認めるととき、適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が差止請求関係業務の遂行に

七 当該適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が第二十八条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

2 適格消費者団体が、第二十三条第四項の規定に違反して同項の通知又は報告をしないで、差

止請求に関し、同項第十号に規定する行為をし

たときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団

体について前項第四号に掲げる事由があるものとみなすことができる。

3 第十二条第五項第二号本文に掲げる場合であつて、当該他の適格消費者団体に係る第十三

条第一項の認定が、第二十二条各号に掲げる事由により既に失効し、又は第一項各号に掲げる事由(当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関する同項第四号に掲げる事由を除く。)により既に取り消されている場合においては、内閣総理大臣は、当該他の適格消費者団体につき当該確

定判決等に係る訴訟等の手続に関し同項第四号に掲げる事由があつたと認められるとき(前項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む。)は、当該他の適格消費者団体である法人について、その旨の認定をすることができる。

4 前項に規定する場合における当該他の適格消費者団体であつた法人は、清算が結了した後においても、同項の規定の適用については、なお存続するものとみなす。

5 内閣総理大臣は、第一項各号に掲げる事由により第十三条第一項の認定を取り消し、又は第三項の規定により第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定をしたときは、内閣府令で定めることにより、その旨及びその取消し又は認

定をした日を公示するとともに、当該適格消費者団体又は当該他の適格消費者団体であつた法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(差止請求権の承継に係る指定等)

35 条 適格消費者団体について、第十二条

第五項第二号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合において、第十三条第一項の認定が、第二十二条各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号に掲げる事由により取り消され

る事由により失効し、若しくは前条第一項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれららの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体の有する当該差止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。

2 前項の規定による指定がされたときは、同

の差止請求権は、その指定の時において(その認定の失効又は取消し後にその指定がされた場合にあつては、その認定の失効又は取消の時にさかのぼつて)その指定を受けた適格消費者団体が承継する。

3 前項の場合において、同項の規定により当該差止請求権を承継した適格消費者団体が当該差止請求権に基づく差止請求をするときは、第十

二条第五項第二号本文の規定は、当該差止請求について、適用しない。

4 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる事由

が生じたときは、指定適格消費者団体に係る指定を取り消すことができる。

5 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、指定適格消費者団体に係る指定を取り消すことができる。

一 指定適格消費者団体が承継した差止請求権に係る強制執行に必要な手続に關し、当該指定適格消費者団体がその手続を怠つたことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するものと認められるとき。

二 従前の適格消費者団体のうち指定適格消費者団体であつたもの(当該確定判決等の当事者であつたものを除く。)について、前項第一号の規定による指定を受けた適格消費者団体(以下この項から第七項までにおいて「指定適格消費者団体」という。)に係る指定を取り消さなければならぬこと。

ばならない。

一 指定適格消費者団体について、第十三条第一項の認定が、第二十二条各号に掲げる事由により失効し、若しくは既に失効し、又は前条第一項各号に掲げる事由により取り消され

るとき。

二 指定適格消費者団体が承継した差止請求権をその指定前に有していた者(以下この条において「従前の適格消費者団体」という。)のうち当該確定判決等の当事者であつたものにつ

いて、第十三条第一項の認定の取消処分、同

項の認定の有効期間の更新拒否処分若しくは合併若しくは事業の全部の譲渡の不認可処分(以下この条において「認定取消処分等」という。)が取り消され、又は認定取消処分等の取消し若しくはその無効若しくは不存在の確認の判決(次項第二号において「取消判決等」という。)が確定したとき。

3 前項の規定による新たな指定がされたとき

は、前二項の差止請求権は、その新たな指定の時において(従前の指定の取消し後に新たな指定がされた場合にあつては、従前の指定の取消しの時(従前の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定の失効後に従前の指定の取消し及び新たな指定がされた場合にあつては、その認定の失効の時)にさかのぼつて)その新たな指定を受けた適格消費者団体が承継する。

4 前二項の規定による新たな指定がされたとき

は、前二項の差止請求権は、その新たな指定の時において(従前の指定の取消し後に新たな指定がされた場合にあつては、従前の指定の取消しの時(従前の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定の失効後に従前の指定の取消し及び新たな指定がされた場合にあつては、その認定の失効の時)にさかのぼつて)その新たな指定を受けた適格消費者団体が承継する。

き、又は前号の規定による指定の取消処分が取り消され、若しくはその取消処分の取消判断等が確定したとき。

6 内閣総理大臣は、第四項第一号又は前項第一号に掲げる事由により指定適格消費者団体に係る指定を取り消し、又は既に取り消しているときは、当該指定適格消費者団体の承継していた差止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を新たに指定するものとする。

7 内閣総理大臣は、第四項第二号又は第五項第

二号に掲げる事由により指定適格消費者団体に係る指定を取り消すときは、当該指定適格消費者団体の承継していた差止請求権を承継すべき適格消費者団体として当該従前の適格消費者団体を新たに指定するものとする。

8 前二項の規定による新たな指定がされたとき

は、前二項の差止請求権は、その新たな指定の時において(従前の指定の取消し後に新たな指定がされた場合にあつては、従前の指定の取消しの時(従前の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定の失効後に従前の指定の取消し及び新たな指定がされた場合にあつては、その認定の失効の時)にさかのぼつて)その新たな指定を受けた適格消費者団体が承継する。

9 第三項の規定は、前項の場合において、同

の規定により当該差止請求権を承継した適格消費者団体が当該差止請求権に基づく差止請求をするときについて準用する。

10 内閣総理大臣は、第一項、第六項又は第七項の規定による指定を受けた適格消費者団体(以下この項から第七項までにおいて「指定適格消費者団体」とい

公示するとともに、その指定を受けた適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知するものとする。第四項又は第五項の規定により当該指定を取り消したときも、同様とする。

(規律)
第三十六条 適格消費者団体は、これを政党又は政治的目的のために利用してはならない。
(官公庁等への協力依頼)

第三十七条 内閣総理大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。
(内閣総理大臣への意見)

第三十八条 警察庁長官は、適格消費者団体について、第十三条第五項第三号、第四号又は第六号ハに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、内閣総理大臣が当該適格消費者団体に対して適切な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。
(判決等に関する情報の公表)

第三十九条 内閣総理大臣は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、適格消費者団体から第十二条第四項第四号から第九号まで及び第十一号の規定による報告を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、差止請求に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)又は裁判外の和解の概要、当該適格消費者団体の名称及び当該事業者の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項

を公表するものとする。

2 前項に規定する事項のほか、内閣総理大臣は、差止請求関係業務に関する情報を広く国民に提供するため、インターネットの利用その他

適切な方法により、適格消費者団体の名称及び住所並びに差止請求関係業務を行う事務所の所

在地その他内閣府令で定める必要な情報を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、独立行政法人国民生活センターに、前二項の情報の公表に関する業務を行わせることができる。

(適格消費者団体への協力等)

第四十条 独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費生活相談に関する情報で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報が当該差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(書面による事前の請求)

第四十一条 適格消費者団体は、差止請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき事業者等に対し、あらかじめ、請

第42条 差止請求に係る訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

2 前二項の規定は、差止請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

3 前項本文に規定する場合には、当事者は、その旨を裁判所に申し出なければならない。

(訴訟手続の中止)

第四十二条 差止請求に係る訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

2 前二項の規定は、差止請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

3 前項本文に規定する場合には、当事者は、その旨を裁判所に申し出なければならない。

(訴訟手続の併合)

第四十三条 差止請求に係る訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

2 前二項の規定は、差止請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

3 前項本文に規定する場合には、当事者は、その旨を裁判所に申し出なければならない。

い。ただし、当該事業者等がその差止請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、差止請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

2 前項本文に規定する場合には、当事者は、その旨を裁判所に申し出なければならない。

(訴訟手続の併合)

第四十四条 裁判所は、差止請求に係る訴えが提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種の行為の差止請求に係る訴訟が係属している場合においては、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は他の管轄裁判所に移送することができる。

2 前項の規定による認定(次項において「認定の取消し等」という。)をするかどうかの判断をするため相当の期間を要すると認めるときは、内閣府令で定めることにより、当該差止請求に係る訴訟が係属する裁判所(以下この条において「受訴裁判所」という。)に対し、その旨及びその判断を以てするとの認められる期間を通知するものとする。

3 第一項の規定による認定(次項において「認定の取消し等」という。)に対し、その旨及びその判断を以てするとの認められる期間を通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による通知をした場合には、その通知に係る期間内に、認定の取消し等をするかどうかの判断をし、その結果を受訴裁判所に通知するものとする。

3 第一項の規定による通知があつた場合において、必要があると認めるときは、受訴裁判所は、その通知に係る期間を経過する日まで(そ

ければならない。ただし、審理の状況その他の事情を考慮して、他の差止請求に係る訴訟と弁論及び裁判を併合してすることが著しく不相当であると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合には、当事者は、その旨を裁判所に申し出なければならない。

3 前二項の規定は、差止請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

2 前項本文に規定する場合には、当事者は、その旨を裁判所に申し出なければならない。

(訴訟手続の併合)

第四十五条 請求の内容及び相手方である事業者等が同一である差止請求に係る訴訟が同一の第一審裁判所又は控訴裁判所に数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしな

ければならない。ただし、審理の状況その他の事情を考慮して、他の差止請求に係る訴訟と弁論及び裁判を併合してすることが著しく不相当であると認めるときは、この限りでない。

受けたときは、その通知を受けた日まで、訴訟手続を中止することができる。

(間接強制の支払額の算定)

第四十七条 差止請求権について民事執行法第七十二条第一項に規定する方法により強制執行

を行う場合において、同項又は同条第二項の規定により債務者が債権者に支払うべき金銭の額を定めに当たっては、執行裁判所は、債務不履行により不特定かつ多数の消費者が受けるべき不利益を特に考慮しなければならない。

(第四章 雜則)

本則に次の二章を加える。

(第五章 罰則)

第四十九条 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、当該適格消費者団体においてその差止請求権の行使をしないこと若しくはしなかつたこと、その差止請求権の放棄をすること若しくはしたこと、事業者等との間でその差止請求に係る和解をすること若しくはしたこと又はその差止請求に係る訴訟その他の手続を他の事由により終了させること若しくは終了させたことの報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者（当該適格消費者団体を含む。）に受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないとき

は、その価額を追徴する。

4 第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

5 第二項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十号）第二条の例に従う。

第六十条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により第十三条第一項の認定、第十七条第二項の有効期間の更新又は第十九条第三項若しくは第二十条第三項の認可を受けた者

二 第二十五条の規定に違反して、差止請求関係業務に關して知り得た秘密を漏らした者

第五十一条 次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項（第十七条第六項、第十九条第六項及び第二十条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

第五十二条 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十六条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

二 第十八条、第十九条第二項若しくは第七項、第二十条第一項若しくは第七項又は第二十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十三条第四項前段の規定による通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

四 第二十四条の規定に違反して、消費者被害に關する情報を利用した者

五 第二十六条の規定に違反して、同条の請求を拒んだ者

六 第三十一条第一項の規定に違反して、財務

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

三 第五十三条 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十六条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

二 第三十二条第六項の規定に違反して、書類を提出せず、又は書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

三 第三十三条第六項の規定に違反して、情報の記録をして提出した者

四 第四十一条第二項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用を拒んだ者

五 第三十二条第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに同条第四項各号に掲げる請求を拒んだ者

六 第三十二条第六項の規定に違反して、書類を提出せず、又は書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

七 第三十二条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による調査において説明をせず、若しくは虚偽の説明をした者

八 第三十二条第三項の規定に違反して、書類を備え置かなかつた者

九 第三十二条第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに同条第四項各号に掲げる請求を拒んだ者

十 第三十二条第六項の規定に違反して、書類を提出せず、又は書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

十一 第四十一条第二項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用を拒んだ者

十二 第三十二条第六項の規定に違反して、情報の記録をして提出した者

十三 第三十三条第六項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用を拒んだ者

十四 第三十二条第六項の規定に違反して、情報の記録をして提出した者

十五 第三十二条第六項の規定に違反して、情報の記録をして提出した者

十六 第三十二条第六項の規定に違反して、情報の記録をして提出した者

十七 第三十二条第六項の規定に違反して、情報の記録をして提出した者

十八 第三十二条第六項の規定に違反して、情報の記録をして提出した者

十九 第三十二条第六項の規定に違反して、情報の記録をして提出した者

二十 第三十二条第六項の規定に違反して、情報の記録をして提出した者

二十一 第三十二条第六項の規定に違反して、情報の記録をして提出した者

二十二 第三十二条第六項の規定に違反して、情報の記録をして提出した者

二十三 第三十二条第六項の規定に違反して、情報の記録をして提出した者

二十四 第三十二条第六項の規定に違反して、情報の記録をして提出した者

二十五 第三十二条第六項の規定に違反して、情報の記録をして提出した者

諸表等を作成せず、又はこれに記載し、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による調査において説明をせず、若しくは虚偽の説明をした者

は記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による調査において説明をせず、若しくは虚偽の説明をした者

審査報告書

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年五月三十日

環境委員長 福山 哲郎

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、京都議定書における温室効果ガスの排出量を削減する約束を確實に履行するため、同議定書及びこれに基づく国際的な決定を踏まえ、算定割当量の取得、保有及び移転を行うための割当量口座簿を作成する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認めること。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、京都議定書の削減約束の達成に向けては、国内における温室効果ガスの排出削減が基本であり、京都メカニズムは国内対策に対して補足的に活用されるべきものであることを改めて確認し、京都議定書目標達成計画における京都メカニズム活用の目標「一・六%」をできるだけ上回ることのないよう、国内対策に最大限の努力を行うこと。

二、気候変動枠組条約の究極の目標達成に向けては、温室効果ガスの大規模な排出削減が必要とされていることを踏まえ、国内における温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減に向けてた対策の目安となる中長期目標を早期に定めること。

三、本法第八条第二項第八号に基づき、京都議定書目標達成計画に京都メカニズムの活用のため必要な措置に関する基本的事項を定めるに当たっては、クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(JI)及びグリーン投資スキーム(GIS)のプロジェクトによるクレジット取得に最大限努力すること。

四、CDM等の活用に関し、クレジット取得のためのプロジェクトの実施並びにクレジット取得に当たっては、当該プロジェクトの実施地においては、当該プロジェクトの実施地における自然環境、地域住民等への配慮を徹底することとし、広くその結果を公表すること。

五、政府がクレジットを取得するに際し、その透明性、公正性の確保が図られ、リスクの低減に資するよう、情報を適切に公表することとし、割当量口座簿、特に国及びクレジット取得実施機関の管理口座に係る情報は、原則として公開すること。

六、CDMへの政府開発援助(ODA)の活用に当たっては、京都議定書に基づく国際的な決定により禁止されているODAの流用との疑念を招くことのないよう、基本的な考え方を明確に示し、適切な運用を徹底すること。

七、京都議定書目標達成計画における京都メカニズム活用の目標「一・六%」をできるだけ上回ることのないよう、国内対策に最大限の努力を行ふことを踏まえ、議定書の第一約束期間が始まるこ

関係府省の参加の下、そのるべき姿について総合的に検討を進める。

八、米国などの大量排出国で批准していない政府に対し、引き続き京都議定書への参加を強く働きかけていくこと。また、二〇一三年以降の枠組みについては、京都議定書などのこれまでの共通基盤と経験を踏まえ、すべての先進国と途上国がその差異を認めつつ排出者責任を共有で生きるものとなるよう、積極的に国際的なリードアップを發揮すること。

九、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)第三条7に規定する割当量に相応する量の割当量を発揮すること。

二、京都議定書第三条3に規定する純変化に相当する量の割当量

三、京都議定書第六条1に規定する排出削減単位

四、京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量

五、前各号に掲げるもののほか、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行する場合において同条1の算定される割当量として認められるものの数量

六、京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量

七、第三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

八、第三条第四項に規定する措置に関する基本的

第一条に次の二項を加える。

6 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

七、京都議定書(以下「京都議定書」という。)第三条7に規定する割当量

八、第三条第四項に規定する措置に関する基本的

九、京都議定書第六条1に規定する排出削減単位

十、第三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

十一、第三条第四項に規定する措置に関する基本的

官報 (号外)

3

前項の申請をする口座名義人(以下「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該振替において減少又は増加の記録がされるべき算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号

二 当該振替により増加の記録がされるべき管理口座(次号に規定する場合を除く。以下「振替先口座」という。)

三 京都議定書の他の締約国(以下「他の締約国」という。)に存在する口座への算定割当量の振替を申請する場合には、当該他の締約国名及び当該振替により増加の記録がされるべき口座

4 第二項の申請があつた場合には、前項第三号に規定する場合その他環境省令・経済産業省令で定める場合を除き、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 申請人の管理口座の前項第一号の算定割当量についての減少の記録

二 振替先口座の前項第一号の算定割当量についての増加の記録

5 申請人から第三項第三号に掲げる事項を示す申請があつた場合には、環境省令・経済産業省令で定める場合を除き、国際的な決定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、当該他の締約国及び事務局に対し当該振替に係る通知を発するとともに、当該他の締約国及び事務局から当該振替の完了の通知を受けた後に、当該申請人の管理口座の同項第一号の算定割当量についての減少の記録をするものとする。

6 他の締約国又は事務局から割当量口座簿にお

ける管理口座への算定割当量の振替を行ふ旨の通知があつた場合には、国際的な決定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、当該管理口

座の当該算定割当量についての増加の記録をするものとする。

7 算定割当量の振替は、第二項から前項までの規定によるもののほか、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣に対する官庁又は公署の嘱託により行うことができる。

(算定割当量の譲渡の効力発生要件)

第二十五条 算定割当量の譲渡は、前条の規定に基づく振替により、譲受人がその管理口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。

二 他の締約国に存在する口座への算定割当量の振替に関する前項の規定の適用については、当該他の締約国及び事務局からの当該振替の完了の通知を受けたことをもつて、同項の増加の記録を受けたものとみなす。

(質権設定の禁止)

第三十六条 算定割当量は、質権の目的とすることができない。

(算定割当量の信託の対抗要件)

第三十七条 算定割当量については、政令で定めるところにより、当該信託の受託者が

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第三条、第七条及び第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

(算定割当量の信託の対抗要件)

第三十八条 国又は口座名義人は、その管理口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定する。

(善意取得)

第三十九条 第三十四条(第六項を除く。)の規定に基づく振替によりその管理口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、当該算定割当量を取得する。ただし、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（割当量口座簿に記録されている事項の証明の請求）

第四十条 口座名義人は、環境大臣及び経済産業大臣に対し、割当量口座簿の自己の管理口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

(環境省令・経済産業省令への委任)

第四十一条 この章に定めるもののほか、割当量口座簿における管理口座の開設及び算定割当量の管理その他のこの章の規定の施行に関し必要な事項は、環境省令・経済産業省令で定める。

(附 則)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第三条、第七条及び第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

(附帶決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 地方分権を着実に推進するためには、事務権限の移譲の推進、国の個別法令・制度における地方の自由度の拡大、並びに地方税財政制度の改革が重要な課題となつてゐることから、これらについて具体的に推進するための方策について検討すること。

二 地方公共団体の自主性・自律性を高める観点から、国の法令による地方公共団体の事務の義務付け、事務事業の執行方法・執行体制に対する枠付け及び関与について点検し、適切な見直しを進めるとともに、今後制定する法令については、極力このような義務付け等を縮小すること。

要領書

一 委員会の決定の理由

本法律案は、地方分権の推進に資するとともに地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申にのつとり、副知事及び助役制度並びに出納長及び収入役制度の見直し、財務に関する制度の見直し等の措置を講ずるとともに、議員の複数の常任委員会への所属制限の廃止等議会制度の充実を図り、併せて中核市の指定要件の緩和、長又は議長の全国的連合組織に対する情報提供制度の創設等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行うものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一 費用

一 本法施行のため、別に費用を要しない。

二 附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 地方分権を着実に推進するためには、事務

権限の移譲の推進、国の個別法令・制度における地方の自由度の拡大、並びに地方税財政制度

の改革が重要な課題となつてゐることから、こ

れらについて具体的に推進するための方策につ

いて検討すること。

二 地方公共団体の自主性・自律性を高める観点

から、国の法令による地方公共団体の事務の義

務付け、事務事業の執行方法・執行体制に対す

る枠付け及び関与について点検し、適切な見直

しを進めるとともに、今後制定する法令につい

ては、極力このような義務付け等を縮小すること。

(保有の推定)

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年五月三十日

参議院議長 扇 千景殿 総務委員長 世耕 弘成

特に、自治事務については、原則として、国は制度の大枠を定めることに留め、地方公共団体が企画立案から管理執行に至るまで条例等により行うことができるようすること。

三 長又は議長の全国的連合組織に対する情報提供制度の運用に当たっては、国と地方の意見交換が実質的に担保できるようにするため、事前の適切な時期に、関連する資料を添えてその施策の内容を通知することを徹底すること。

四 地方議会の機能の充実強化を図るために、議決事件の拡大、調査権・監視権の強化、議会の内部組織権の拡充、議会の独立性の確保のため必要な議長権限の付与等について、引き続き検討を行うこと。

五 行政委員会制度については、地方の自主性・自律性を拡大するため、必置規定の見直し、組織・運営の弾力化等について、地方公共団体の実態を十分に踏まえ、引き続き検討を行うこと。

六 住民投票制度については、対象とすべき事項、長や議会の権限との関係、投票結果の拘束力の在り方等について、引き続き検討を行うこと。

右決議する。

地方自治法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年五月十一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

(号)外 報官

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

第十三条第二項及び第八十六条第一項中「助役、出納長若しくは収入役」を「副市町村長」に改める。

第八十八条第一項中「若しくは助役又は出納長若しくは収入役」を「又は副市町村長」に改める。

第九十六条第一項第四号中「基く」を「基づく」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同項第七号中「財産」を「不動産」に改め、同項第九号中「負担附き」を「負担付き」に改め、同項第十二号中「本号」を「この号」に、「斡旋」を「あつせん」に改め、同項

第十四号中「総合調整」を「総合調整」に改める。

第二編第六章第二節中第百条の次に次の一条を加える。

第一百条の二 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

第一百一条第一項後段を削り、同条第二項ただし書中「但し、急施」を「ただし、緊急」に改め、同条

第一項の次に次の三項を加える。

議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができ

前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求があつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。

第一百二十二条中「者は」の下に「議会の審議に必要な」を加える。

第一百二十三条第一項中「をして会議録を調製し、」を「に書面又は電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第二百三十四条第五項において同じ。」により会議録を作成させ、並びに「に改め、」に「記載させ」の下に「、又は記録させ」を加え、同条第二項中「会議録には」を「会議録が書面をもつて作成されているときは」に改め、「議員が」の下に「これに」を加え、同条第三項中「会議録の写」を「会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員が当該電磁的記録に総務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。

第一百三十条第三項中「除く外」を「除くほか」に、「傍聴人の取締」を「会議の傍聴」に改める。

第一百三十八条第四項ただし書及び第六項ただし書中「但し」を「ただし」に、「議長の命を受け議会の庶務を掌理する」を「議

長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を

前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、議会運営委員を選任することができる。

前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、議会運営委員を選任することができる。

第一百九条の二第四項中「前条第四項から第六項まで」を「前条第五項から第九項まで」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、議会運営委員を選任することができる。

第一百十条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に、「議長の命を受け議会の庶務を掌理する」を「議

長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を

受けて、議会に関する事務に従事する」に改め、同条第八項を削る。

第一百五十二条第一項中「助役」を「副市町村長」に、「予め」を「あらかじめ」に、「その定」を「その定め」に改め、同条第二項中「助役」を「副市町村長」に改め、「ときは」の下に「その補助機関である職員のうちから」とを加え、「吏員」を「職員」に改め、同条第三項中「ときは」の下に「その補助機関である職員のうちから」を加え、「事務吏員」を「職員」に改める。

第一百五十三条第一項中「当該普通地方公共団体の吏員」を「その補助機関である職員」に、「これをして」を「これに」に改める。

第一百五十四条中「たる職員」を「である職員」に改める。

第一百五十五条第一項中「事務引継」を「事務の引継ぎ」に改める。

第一百六十二条を次のように改める。

第一百六十二条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことがができる。

副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。

第一百六十三条中「助役」を「副市町村長」に改める。

第一百六十四条中「助役」を「副市町村長」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第一百六十五条第一項中「助役」を「副市町村長」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「除くほか」を「除くほかに」、「助役」を

「副市町村長」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第一百六十六条中「助役」を「副市町村長」に改める。

第一百六十七条中「助役」を「副市町村長」に改め、「補佐し」の下に「普通地方公共団体の長の命を受ける政策及び企画をつかさどり」を加え、「たる職員」を「である職員」に改め、同条に次の二項を加える。

前項に定めるもののほか、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、第一百五十三条第一項の規定により委任を受け、その事務を執行する。

前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第一百六十八条を次のように改める。

第一百六十八条 普通地方公共団体に会計管理者一人を置く。

会計管理者は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長が命ずる。

第一百六十九条第一項中「助役」を「副市町村長」に、「出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役」を「会計管理者」に改め、同条第二項及び第四項を削る。

第一百七十三条第一項中「事務吏員を以てこれに」を「当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて」に改め、同条第二項中「吏員その他い」を「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないこと

がある場合において必要があるときは、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員にその事務を代理させることができる。

第一百七十条第四項から第六項までを削る。

第一百七一条第一項中「出納長又は収入役」を「会計管理者」に改め、同条第二項中「は吏員のうちから」を削り、「吏員その他の職員」を「普通地方公共団体の長の補助機関である職員」に改め、同条第三項中「出納長若しくは副出納長又は収入役」を「会計管理者」に改め、同条第四項中「出納長又は収入役」を「会計管理者」に改め、同項に後段として次のように加え定により委任を受け、その事務を執行する。

この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第一百七十二条第一項中「除くほか」を「会計管理者」に改め、同条第五項を削る。

第一百七十二条第一項中「除くほか」を「除くほかに」、「吏員その他の職員」を「職員」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「身分取扱」を「身分取扱い」に、「除くほか」を「除くほかに」に改める。

第一百七十三条第一項中「助役」を「副市町村長」に改める。

第一百七十三条を次のように改める。

第一百七十五条第一項中「事務吏員を以てこれに」を「当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて」に改め、同条第二項中「吏員その他い」を「議会の議決すべき事件について特に緊急を

要するため議会を招集する時間的余裕がないこと

が明らかである」に改める。

第一百八十条の三中「吏員その他の職員」を「その補助機関である職員」に改める。

第一百八十二条の七中「たる職員」を「ある職員」に改める。

第一百八十三条第一項中「市にあつては条例の定めによるところにより三人又は二人とし」を「市及び

五百九十五条第二項中「市にあつては条例の定めによるところにより三人又は二人とし」を「市及び

五百九十六条第一項中「本款」を「この款」に、「監査委員の定数が四人のときは」を「都道府県及び

五百九十七条第一項中「三人以内のときは」を「その他の市及び町村について」に、「監査委員の定数が四人のときは」を「都道府県及び五百九十八条第一項中「三人である普通地方公共団体にあつては少なくともその二人以上は、二人である普通地方公共団体にあつては少なくともその一人を「二人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から一を減じた人數」に改める。

五百九十九条の二第一項中「助役」を「副市町村長」に改める。

五百九十九条の三第一項及び第四項中「四人又は三人」を「三人以上」に改める。

五百九十九条の四第三項中「事務吏員」を「当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員」に改める。

五百九十九条第五項、五百九十九条の二第二百二条の四第三項中「事務吏員」を「当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員」に改める。

五百九十九条第六項、五百九十九条第七項を「第

(第一百九条の二第五項及び第一百十条第五項において準用する場合を含む。)に、「第一百九条第四項、

第一百九条の二第四項及び第一百十条第四項」を「第百

九条第五項(第一百九条の二第五項及び第一百十条第

五項において準用する場合を含む。)に改める。

第二百二十五条中「二百三十八条の四第四項」

を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

第二百三十一条の二第三項中「これを」を削り、

同条第四項中「呈示期間」を「提示期間」に、「呈示

し」を「提示し」に改め、「これを」を削り、同条に

次の二項を加える。

6 普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の

納付に関する事務を適切かつ確実に遂行するこ

とができる者として政令で定める者のうち当該

普通地方公共団体の長が指定をした者(以下こ

の項及び次項において「指定代理納付者」とい

う。)が交付し又は付与する政令で定める証票そ

の他の物又は番号、記号その他の符号を提示し

又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入

義務者の歳入を納付させることを申し出た場合

には、これを承認することができる。この場合

において、当該普通地方公共団体は、当該歳入

の納期限にかかるらず、その指定する日まで

に、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させ

ることができる。

7 前項の場合において、当該指定代理納付者が

同項の指定する日までに当該歳入を納付したと

きは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付

がされたものとみなす。

第二百三十二条の四中「出納長又は収入役」を

「会計管理者」に改める。

第二百三十二条の六第一項ただし書中「出納長

又は収入役」を「会計管理者」に改め、同条第二項

中「出納長又は収入役」を「会計管理者」に、「呈示

を「提示」に改める。

第二百三十三条第一項中「出納長又は収入役」を

「会計管理者」に改める。

第二百三十四条第三項中「本条」を「この条」に改

め、同条第五項中「電子的方式 磁気的方式その

他人の知覚によつては認識することができない方

式で作られる記録であつて、電子計算機による情

報処理の用に供されるものをいう。以下本項にお

いて同じ。」を削る。

第二百三十七条第三項中「議会の議決による

とき」を「議会の議決によるとき又は同条第三項の

規定の適用がある場合」に改める。

第二百三十八条第一項第八号中「不動産」を「財

産」に改める。

第二百三十八条の二第二項中「二百三十八条条

の四第二項」の下に「若しくは第三項(同条第四項

において準用する場合を含む。)を、「地上権」の

下に「若しくは地役権」を加え、「同条第四項」を

「同条第七項」に改める。

第二百三十八条の四第一項中「次項」を「次項か

ら第四項まで」に改め、同条第二項を次のように

改める。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途

又は目的を妨げない限度において、貸し付け、

又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産

である土地の上に政令で定める堅固な建物そ

の他の土地に定着する工作物であつて当該行

政財産である土地の供用の目的を効果的に達

成することに資すると認められるものを所有有

し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。)において、その者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けると

き。

第二百三十八条の四第六項中「第四項」を「第七

項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第五

項を第八項とし、第四項を第七項とし、第三項を

第六項とし、第三項の次に次の三項を加える。

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政

財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地

の上に所有する一棟の建物の一部(以下この項

及び次項において「特定施設」という。)を当該普

通地方公共団体以外の者に譲渡しようとすると

きは、当該特定施設を譲り受けようとする者

(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が

当該行政財産の適正な方法による管理を行う上

で適當と認める者に限る。)に当該土地を貸し付

けることができる。

4 前項の規定は、同項(この項において準用す

る場合を含む。)の規定により行政財産である土

地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡し

ようとする場合について準用する。

5 前三項の場合においては、次条第四項及び第

五項の規定を準用する。

第二百三十八条の五第八項中「第六項」を「第七

項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項

中「第三項から第五項まで」を「第四項から第六

項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六

項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に

改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路そ

の他政令で定める施設の用に供する場合にお

いて、その者のために当該土地に地役権を設

定するとき。

六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 普通財産のうち国債その他の政令で定める有価証券(以下この項において「国債等」という。)は、当該普通地方公共団体を受益者として、指定金融機関その他の確実な金融機関に国債等をその価額に相当する担保の提供を受けて貸し付ける方法により当該国債等を運用することを信託の目的とする場合に限り、信託することができる。

第二百四十三条の二第一項中「出納長若しくは収入役」を「会計管理者」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第二百四十三条の二第一項第三号中「身分の取扱い」を「身分取扱い」に改める。

第二百五十二条の四第二項第三号中「身分の取扱い」を「身分取扱い」に改める。

第二百五十二条の七第一項中「吏員、書記その他」を削る。

第二百五十二条の八中「本条中」を「この条において」に改め、同条第四号中「身分の取扱い」を「身分取扱い」に改める。

第二百五十二条の十一第一項中「本条中」を「この条において」に改め、同条第四号中「身分の取扱い」を「身分取扱い」に改める。

第二百五十二条の十三の見出し中「吏員等」を「職員等」に改め、同条中「吏員その他の」を削る。

第二百五十二条の十七第二項を削り、同条第三項中第一項を「前項」に改め、同項に次のたゞし書を加える。

ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じ

て当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内に

おいて、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとができる。

第二百五十二条の十七第三項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 普通地方公共団体の委員会又は委員が、第一項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、又は前項ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

第二百五十二条の十七第四項中「前項」を「第二項」に改める。

第二百五十二条の二十第三項中「事務吏員を以つてこれ」を「当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて」に改める。

第二百五十二条の二十二第一項中「中核市(次条に掲げる要件を備えた市であつて政令で指定するものをいう。以下同じ。)」を「政令で指定する人口三十万以上の市(以下「中核市」という。)」に改める。

第二百五十二条の二十三を次のように改める。

第二百五十二条の二十三削除

第二百五十二条の二十八第三項第十号中「助役、出納長若しくは収入役、副出納長若しくは副

第二百六十三条の三に次の二項を加える。

各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、第二項の連合組織が同項の規定により内閣に対し意見を申し出ることができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする。

第三百四条第一項中「本条」を「この条」に改め、同条第九項中「助役」を「副市町村長」に改め、第三百六条中「たる職員」を「である職員」に改め

第三百四条第一項中「第二百三十二条の二第三項から第五項まで」を「第二百三十二条の二第三項から第七項まで」に改める。

附則第五条第一項中「特別の定」を「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に、「都道府県の吏員」を「都道府県知事の補助機関である職員」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項から第七項までに改める。

附則第五条第一項中「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に、「都道府県の吏員」を「都道府県知事の補助機関である職員」に改め、同条第三項から第七項までに改める。

附則第九条中「除く外」を「除くほか」に、「たる職員」を「である職員」に改める。

附則第十三条中「除く外、各々」を「除くほか、それぞれに、「吏員」を「都道府県知事若しくは特別区の区長の補助機関である職員」に改める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二百五十二条の二十三を次のように改める。

第二百五十二条の二十三削除

第二百五十二条の二十八第三項第十号中「助役、出納長、収入役」を「副市町村長」に改める。

一 第百九十五条第二項、第一百九十六条第一項及び第二項、第一百九十九条の三第一項及び

四項、第二百五十二条の十七、第二百五十二条の二十二第一項並びに第二百五十二条の二十三の改正規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十条まで及び第五十条の規定

公布の日

二 第九十六条第一項の改正規定、第一百条の次に一条を加える改正規定並びに第一百一条、第二百二条第四項及び第五項、第一百九条、第一百二十条、第一百十一条、第一百二十二条、第一百三十三条、第一百三十条第三項、第一百三十七条第三項、第一百三十八条第一項、第一百三十七条、第二百三十九条第一項、第二百三十七条、第二百三十八条第一項、第二百三十九条の二、第二百三十四条第三項及び第五項、第二百三十七条第三項、第二百三十八条第一項、第二百三十九条の二、第二百三十八条第二項、第二百三十八条の四、第二百三十八条第五、第二百六十三条の三並びに第三百四条第一項の改正規定並びに附則第二十二条及び第三十二条の規定、附則第三十七条中地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二条)第三十三条第三項の改正規定、附則第四十七条中旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)附則第二条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の二十九の改正規定並びに附則第五十二条中市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第四十七条の改正規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(助役に関する経過措置)
第一条 この法律の施行の際現に助役である者

は、この法律の施行の日（以下「施行日」とい

う。）に、この法律による改正後の地方自治法

（以下「新法」という。）第百六十二条の規定によ

り、副市町村長として選任されたものとみな

す。この場合において、その選任されたものと

みなされる者の任期は、新法第百六十三条の規

定にかかわらず、施行日におけるこの法律によ

る改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第

百六十二条の規定により選任された助役として

の任期の残任期間と同一の期間とする。

（出納長及び收入役に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現在在職する出納長

及び收入役は、その任期中に限り、なお従前の

例により在職するものとする。

2 前項の場合においては、新法第百六十八条、

第百七十条及び第百七十二条の規定は適用せ

ず、旧法第十三条、第八十六条、第八十八条、

第一百六十八条から第一百七十二条まで、第二百三

十二条の四、第二百三十二条の六、第二百三十

三条、第二百四十三条の二、第二百五十二条の

二十八及び第二百五十六条の規定は、なおその

効力を有する。この場合において、旧法第百六

十八条第五項中「事務吏員」とあり、並びに旧法

第一百七十二条第五項及び第六項中「吏員」とあるの

は普通地方公共団体の長の補助機関である職

員」と、旧法第一百六十九条第一項中「助役」とあ

るのは「副市町村長」と、旧法第一百七十二条第二

項中「出納員」は「吏員」のうちから、その他の会計

職員は「吏員」のうちから、その他の会計

の他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補

助機関である職員」とする。

第四条 この法律の公布の日から施行日の前日ま

での間に、出納長若しくは收入役の任期が満了

する場合又は出納長若しくは收入役が欠けた場

合においては、地方自治法第百六十八条第七項

において準用する同法第百六十二条の規定にか

かわらず、普通地方公共団体の長は、出納長又

は收入役を選任しないことができる。この場合

においては、副出納長若しくは副收入役又は同

法第百七十二条第五項に規定する吏員が出納長又

は收入役の職務を代理するものとする。

（事務の引継ぎに関する経過措置）

第五条 出納長及び收入役（前条後段の規定によ

り出納長又は收入役の職務を代理する副出納長

若しくは副收入役又は吏員を含む。）から会計管

理者への事務の引継ぎに関する事項は、政令で

定める。

2 前項の政令には、正当の理由がなくて事務の

引継ぎを拒んだ者に対し、十万円以下の過料を

科する規定を設けることができる。

（監査委員の定数を定める条例に関する経過措

置）

第三条 第二百六十三条の三の改正規定の施行の日から三十日以内に立案をする施策については、新法第二百六十三条の三第五項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用がある場合を除き、各大臣

が第二百六十三条の三の改正規定の施行の日から三十日以内に立案をする施策については、新法第二百六十三条の三第五項の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 この附則に規定するもののほか、この法

律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する

経過措置を含む。）は、政令で定める。

（砂防法の一部改正）

第七条 この法律の施行前の事実並びに附則第三

条第一項の規定によりなお従前の例によること

とされる場合及び同条第二項の規定によりなお

従前の例によることとされる場合におけるこ

の法律の施行後の事実に基づく地方公共団体の

職員の賠償責任について、なお従前の例によ

る。

（各大臣が講ずる措置に関する経過措置）

第八条 各大臣（地方自治法第二百四十五条の四

第一項に規定する各大臣をいう。以下この条に

おいて同じ。）は、その担任する事務に関し新法

第二百六十三条の三第五項に規定する施策（次

項において「施策」という。）の立案をしようとするときは、第二百六十三条の三の改正規定の施

行前においても、新法第二百六十三条の三第五

項の規定の例によることができる。この場合に

おいて、同項の規定の例により講じた措置は、

同項の規定の適用については、各大臣が同項の

規定により講じたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合を除き、各大臣

が第二百六十三条の三の改正規定の施行の日か

ら三十日以内に立案をする施策については、新法第二百六十三条の三第五項の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 この附則に規定するもののほか、この法

律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する

経過措置を含む。）は、政令で定める。

（第三十六条第一項中「有給吏員」を「常勤職員」

に改め、同条第二項中「吏員」を「職員」に改め

る。）

（第三十六条第一項中「有給吏員」を「常勤職員」

に改め、同条第二項中「吏員」を「職員」に改め

る。）

（第三十八条中「組合吏員」を「組合ノ職員」に改

め。）

（第三十八条中「組合吏員」を「組合ノ職員」に改

め。）

（第三十九条中「吏員」を「職員」に改める。）

（第四十三条第一項中「都道府県吏員」を「都道

府県ノ職員」に、「市町村収入役」を「市町村ノ会

計管理者」に改め、同条第二項中「吏員」を「職

員」に改める。）

（第六十七条、第六十九条第二項、第七十六条

第二項並びに第八十一条第一項及び第二項中

「吏員」を「職員」に改める。）

（第六十七条、第六十九条第二項、第七十六条

第二項並びに第八十一条第一項及び第二項中

「吏員」を「職員」に改める。）

（第六十七条、第六十九条第二項、第七十六条

第二項並びに第八十一条第一項及び第二項中

「吏員」を「職員」に改める。）

（第六十七条、第六十九条第二項、第七十六条

第二項並びに第八十一条第一項及び第二項中

「吏員」を「職員」に改める。）

六十七号）の一部を次のように改正する。

第六条 第二項中「市町村吏員」を「市町村長ノ

補助機関タル職員」に改める。

（水害予防組合法の一部改正）

第十三条 水害予防組合法（明治四十一年法律第

五十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第十号中「組合吏員」を「組

合ノ職員」に改める。

（第二十四条第二項中「吏員」を「職員」に改め

る。）

第三十三条第一項ただし書中「都道府県吏員」

を「当該都道府県ノ職員」に改める。

第三十四条第一項中「ハ都道府県吏員」を「ハ

都道府県ノ職員」に、「都道府県吏員ヲシテ」を

「当該都道府県ノ職員ヲシテ」に、「市町村収入

役」を「市町村ノ会計管理者」に改め、同条第二

項及び第三項中「吏員」を「職員」に改める。

第三十六条第一項中「有給吏員」を「常勤職員」

に改め、同条第二項中「吏員」を「職員」に改め

る。

（第三十八条中「組合吏員」を「組合ノ職員」に改

め。）

（第三十九条中「吏員」を「職員」に改める。）

（第四十三条第一項中「都道府県吏員」を「都道

府県ノ職員」に、「市町村収入役」を「市町村ノ会

計管理者」に改め、同条第二項中「吏員」を「職

員」に改める。）

（第六十七条、第六十九条第二項、第七十六条

第二項並びに第八十一条第一項及び第二項中

「吏員」を「職員」に改める。）

外(号)

(水害予防組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定による改正後の水害予防組合法第三十四条第一項又は第四十四条第一項の規定の適用については、附則第三条第一項の規定により収入役として在職するものとされた者は、同法第三十四条第一項又は第四十四条第一項に規定する会計管理者とみなす。

(陸上交通事業調整法の一部改正)

第十五条 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「吏員」を「職員」に改め、同条第二項中「吏員」を「普通地方公共団体ノ長ノ補助機関タル職員」に改める。

(物価統制令の一部改正)

第十六条 物価統制令(昭和二十一年勅令第百八号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「当該官吏又ハ吏員」を「当該職員」に改める。

(統計法等の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「吏員」を「職員」に改める。

第十八条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十八年法律第八十四号)第二十四条の二及び第二十五条第二項

二 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第四十一条

三 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)第九条

四 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)第二条第一項

十一号

五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)

第四条第六項、第五条の二第一項、第七条第四項、第九条の二、第十二条第六項、第十三条第一項及び第七十七条の六十五

六 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十号)第十七条の二

七 土地收回法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十六条第四項及び第五項

八 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第二百四十号)第十三条第三項及び第十四条第二項

九 物品管理法(昭和三十一年法律第二百三十三号)

十 一 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第二百二十四号)第五条第二項

十一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第二項

十二 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二百六十号)第二十四条の二及び第二十五条第二項

十三 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第二百六十一号)第二百三十二条第一項

十四 児童虐待の防止等に関する法律(平成十八年法律第二百三十二号)第九条第二項

(災害救助法の一部改正)

第十八条 災害救助法(昭和二十二年法律第二百三十二条第一項)

二 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第四十一条

三 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)第九条

四 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十二号)第二条第一項

十一号

「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第十七条第一項、第二項及び第四項中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

第四十七条中「当該官吏若しくは吏員」を「当該職員」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第十九条 児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四条)の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項及び第十三条第二項中「事務吏員又は技術吏員」を「都道府県知事の補助機関である職員」に改める。

第二十九条及び第六十二条第五号中「吏員」を「職員」に改める。

(食品衛生法の一部改正)

第三十条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項及び第二項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第三十条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に、「官吏又は当該都道府県等の吏員」を「その職員」に改める。

第五十四条及び第七十五条第一号中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

(墓地、埋葬等に関する法律等の一部改正)

第五十四条及び第七十五条第一号中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第二十一条 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第五項ただし書中「議会を招集する暇がない」を「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第二十一条 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

(墓地、埋葬等に関する法律等の一部改正)

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

号)第六条及び第九条

四 化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十号)第六条及び第十二条第二号

五 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第十一条第一項及び第十六条

六 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十二条第一項から第三項まで及び第二百七号第十一条第一項及び第十六条

七 歯科技工士法(昭和三十年法律第二百六十八号)第二十七条第一項及び第二項並びに第三十三条の二第二号

八 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)第二十七条第一項及び第二項並びに第三十二条第四号

九 歯科医工士法(昭和三十年法律第二百六十九号)第二十七条第一項及び第二項並びに第三十二条第二项

十 衛生基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)第二十七条第一項及び第二項並びに第三十二条第二项

十一 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)第二十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第五項ただし書中「議会を招集する暇がない」を「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第二十一条 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第二十一条 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第二十一条 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第二十一条 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第二十一条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百六号)以下「義務教育諸学校標準法」といふ。」第十七条第二項に改める。

第二条中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加える。

(旅館業法の一部改正)

第二十四条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「当該官吏又は吏員」を「当該職員」に改める。

第七条及び第十二条第二号中「当該史員」を「当該職員」に改める。

(検察審査会法の一部改正)

第二十五条 検察審査会法(昭和二十三年法律第一百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「吏員」を「長の補助機関である職員」に改める。

(消防法の一部改正)

第二十六条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改める。

第三十五条の六第二項中「吏員その他の職員」を「職員」に改める。

(学校施設の確保に関する政令の一部改正)

第二十七条 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)の一部を次のように改める。

第十三条中「官吏又は吏員若しくは」を「普通地方公共団体の長の補助機関である職員又は」に改める。

(土地改良法及び家畜改良増殖法の一部改正)

第二十八条 次に掲げる法律の規定中「技術吏員」

を「職員」に改める。

一 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第七条第五項及び第四十七条第一項

二 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第三十三条第四項

(漁業法の一部改正)

第二十九条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第八十七条第三項中「官吏及び吏員」を「地方公共団体の職員」に改める。

第一百三十四条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に、「又は事務所」を「若しくは事務所」に改め、同条第二項及び第三項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第一百四十二条第四号及び第五号中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

(身体障害者福祉法等の一部改正)

第一百四十二条第四号及び第五号中「事務吏員又は技術吏員」を「都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員」に改める。

第一百四十二条第十二条

二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第一百八十九号)第十一条の二第十二条第三項

三 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百五十四条の三第八項及び第五十五条第六項)

一 港湾法(昭和二十五年法律第二百三十八条の五第四項から第六項まで)に改める。

二 港湾法(昭和二十五年法律第二百三十八条の五第四項から第六項まで)に改める。

三 地方税法の一部改正)

第三十条 次に掲げる法律の規定中「事務吏員又は技術吏員」を「都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員」に改める。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第一百八十三号)第十二条

二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)

第十九条第一項

三 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三百一十七条)第十四条

(生活保護法の一部改正)

第十九条第一項

三 生活保護法(昭和二十五年法律第三百四十四条)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「官吏又は吏員」を「職員」に改める。

第二十八条第一項及び第二項、第四十四条第

一項並びに第四十七条第四項中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

第五十四条第一項及び第八十六条第一項中「当該官吏若しくは当該吏員」を「当該職員」に改める。

二 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第三十三条第四項

(漁業法の一部改正)

第三十二条 次に掲げる法律の規定中「第二百三十七条第五項から第五項まで」を「第二百三十八条の五第四項から第六項まで」に改める。

一 港湾法(昭和二十五年法律第二百三十八号)第百三十四条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に、「若しくは」を「又は」に改める。

二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第一百八十九号)第十一条の二第十二条第三項

三 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百五十四条の三第八項及び第五十五条第六項)

一 港湾法(昭和二十五年法律第二百三十八条の五第四項から第六項まで)に改める。

二 港湾法(昭和二十五年法律第二百三十八条の五第四項から第六項まで)に改める。

三 地方税法の一部改正)

第三十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六条)の一部を次のように改める。

第一条第一項第三号中「道府県吏員」を「道府県職員」に、「市町村吏員」を「市町村職員」に改め、同条第二項中「道府県吏員」を「道府県職員」に、「都吏員」を「都職員」に、「市町村吏員」を「市町村職員」に、「特別区吏員」を「特別区職員」に改める。

二 港湾法(昭和二十五年法律第二百三十八条の五第四項から第六項まで)の一部を次のように改める。

第一条第一項第三号中「道府県吏員」を「道府県職員」に、「市町村吏員」を「市町村職員」に改め、同条第二項中「道府県吏員」を「道府県職員」に、「都吏員」を「都職員」に、「市町村吏員」を「市町村職員」に、「特別区吏員」を「特別区職員」に改める。

三 生活保護法(昭和二十五年法律第三百四十四条)の一部を次のように改める。

第十九条第一項及び第五項、第六十三条第

一項、第七十二条の四十九の二、第七十二条の五十九、第七十二条の九十四第一項、第七十二条の百十二第二項、第七十三条の二十三、第七

十四条の十九第一項、第三百二十五条、第三百五十四条の二、第四百七十九条、第六百五条、第五百七十九条の二、第七百一条の五十五並

第七百条の二十九の二、第七百一条の五十五並

びに附則第九条の十三第二項中「吏員」を「職員」に改める。

（公務員等の懲戒免除等に関する法律の一部改正）

第三十四条 公務員等の懲戒免除等に関する法律(昭和二十七年法律第百七号)の一部を次のよう

に改める。

（昭和二十七年法律第百七号）の一部を次のよう

に改める。

第五十五条の見出し中「出納長、収入役等」を「会計管理者等」に改め、同条中「出納長又は収入役」を「会計管理者」に、「若しくは」を「又は」に改める。

（公務員等の懲戒免除等に関する法律の一部改正）

第三十五条 この法律の施行前に出納長又は収入役であった者及び附則第三条第一項の規定により出納長又は収入役として在職するものとされた者の賠償責任については、前条の規定による改正前の公務員等の懲戒免除等に関する法律第五条の規定は、なおその効力を有する。

（主要農作物種子法の一部改正）

第三十六条 主要農作物種子法(昭和二十七年法律第百三十一号)の一部を次のように改める。

（主要農作物種子法の一部改正）

第三十六条 主要農作物種子法(昭和二十七年法律第百三十一号)の一部を次のように改める。

（主要農作物種子法の一部改正）

第三十六条 第四項中「当該技術吏員」を「当該職員」に改め、同条第七項中「当該技術吏員」を「当該職員」に、「証票」を「証票」に改める。

（地方公営企業法の一部改正）

第三十七条 地方公営企業法の一部を次のように改める。

（地方公営企業法の一部改正）

第三十三条第三項中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

<p>第三十四条の二中「行なう」を「行う」に改め、同条ただし書中「出納長又は収入役」を「会計管理者」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め (地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第三十八条 前条の規定による改正後の地方公営企業法第三十四条の二の規定の適用について は、附則第三条第一項の規定により出納長又は、附則第三条第一項の規定により出納長又は、同法收入役として在職するものとされた者は、同法第三十四条の二に規定する会計管理者とみなす。</p>	
<p>(警察法の一部改正)</p> <p>第三十九条 警察法(昭和二十九年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十五条第一項中「事務吏員、技術吏員」を削る。</p> <p>第七十七条第一項第三号を次のように改める。</p> <p>三 その他の職員</p> <p>(警察法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第四十条 この法律の施行前の地方警察職員については、前条の規定による改正後の警察法第七十七条第一項第三号の規定にかかわらず、なお以前の例による。</p> <p>(公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)</p> <p>第四十一条 次に掲げる法律の規定中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。」を削る。</p> <p>(國税徴収法の一部改正)</p> <p>第四十四条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七条)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一百四十四条中「市町村の吏員」を「市町村長の補助機関である職員」に改める。</p> <p>(大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律の一部改正)</p> <p>第四十五条 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律</p>	
<p>二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)第二条第一項</p> <p>(地すべり等防止法の一部改正)</p> <p>第四十二条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十六条第一項中「命を受けた吏員」を「命じた職員」に、「その委任を受けた」を「委任した」に改める。</p> <p>第二十二条第一項中「吏員」を「命じた職員」に改める。</p> <p>第二十五条第一項中「命を受けた吏員」を「命じた職員」に改める。</p> <p>第五条の六第十三項中「助役」を「副市町村長」に改める。</p> <p>第五条の十五第三項及び第六項中「助役」を「副市町村長」に改める。</p> <p>第五条の二十九中「第二百三十二条の二第三項から第五項まで」を「第二百三十二条の二第三項から第七項まで」に改める。</p> <p>(國税徴収法の一部改正)</p> <p>第四十四条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七条)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一百四十四条中「市町村の吏員」を「市町村長の補遣をした特定地方公共団体」とあるのは「派遣をした特定地方独立行政法人」と、「普通地方公共団体及び」とあるのは「地方法人」と、「普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員」と、「普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員」とあるのは「特定地方独立行政法人の理事長」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第九十一条第一項」と、「求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき」とあるのは「求めようとするとき」と、「退職手当」とあるのは「退職手当又はこれに相当する給与」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第九十一条第一項」と、「派遣を受けた普通地方公共団体」とあるのは「特定地方独立行政法人」と読み替えるものとする。</p> <p>第九十一条第四項後段を次のように改める。</p> <p>この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「地方独立行政法人法第九十一条第三項」と、「派遣を受けた普通地方公共団体」とあるのは「派遣を受けた特定地方独立行政</p>	
<p>（昭和三十九年法律第百六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項中「都道府県の吏員」を「都道府県知事の補助機関である職員」に改め、同条第二項中「収入役」を「会計管理者」に改める。</p> <p>（旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）</p> <p>第四十六条 旧市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条の六第十三項中「助役」を「副市町村長」に改める。</p> <p>第五条の十五第三項及び第六項中「助役」を「副市町村長」に改める。</p> <p>第五条の二十九中「第二百三十二条の二第三項から第五項まで」を「第二百三十二条の二第三項から第七項まで」に改める。</p> <p>(國税徴収法の一部改正)</p> <p>第四十四条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七条)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一百四十四条中「市町村の吏員」を「市町村長の補遣をした特定地方公共団体」とあるのは「派遣をした特定地方独立行政法人」と、「普通地方公共団体及び」とあるのは「地方法人」と、「普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員」と、「普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員」とあるのは「特定地方独立行政法人の理事長」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第九十一条第一項」と、「求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき」とあるのは「求めようとするとき」と、「退職手当」とあるのは「退職手当又はこれに相当する給与」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第九十一条第一項」と、「派遣を受けた普通地方公共団体」とあるのは「特定地方独立行政法人」と読み替えるものとする。</p> <p>第九十一条第四項後段を次のように改める。</p> <p>この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「地方独立行政法人法第九十一条第三項」と、「派遣を受けた普通地方公共団体」とあるのは「派遣を受けた特定地方独立行政</p>	

法人」と、「退職手当」とあるのは「退職手当」又はこれに相当する給与」と、「旅費」とあるのは「旅費又はこれらに相当する給与その他の給付」と、「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは「派遣をした地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人」と、「普通地方公共団体及び」とあるのは「特定地方独立行政法人の理事長及び」と、「又は委員会若しくは委員」とあるのは「若しくは委員会若しくは委員又は他の特定地方独立行政法人の理事長」と、

「普通地方公共団体が」とあるのは「特定地方独立行政法人が」と、同条第三項中「第一項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその」とあるのは「地方独立行政法人法第九十一条第三項の規定による」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第九十一条第三項」と、「普通地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人」と読み替えるものとする。

(市町村の合併の特例等に関する法律の一部改正)

第五十一条 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を次のように改定する。

第二十四条第十三項並びに第三十三条第三項及び第六項中「助役」を「副市町村長」に改める。

第四十七条中「第二百三十二条の二第三項から第五項まで」を「第一百三十二条の二第三項から第七項まで」に改める。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第五十二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

審査報告書

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案

業等の活性化の一体的推進に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年五月三十日

経済産業委員長 加納 時男

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点である中心市街地の衰退が目立つていて、これが、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、法律の題名を「中心市街地の活性化に関する法律」に改め、中心市街地の活性化に関する基本理念等を定めるとともに、市町村が作成し内閣総理大臣による認定を受けた基本計画に基づく事業に対する支援措置等を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行に要する経費として、平成十八年度

一般会計予算(経済産業省所管)に約七十一億円、同年度一般会計予算(国土交通省所管)に約百四十一億円の合計約二百十二億円が計上され

ている。

附帯決議

政府は、地域の伝統や文化を尊重し、住民にとって真に魅力ある持続可能なまちづくりを実現するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 基本計画の認定と商業の活性化、街なか居住の推進等の各種支援策は、一體的に行われる必要があることから、認定及び支援策が適切に連動し、効果的に実施されるよう努めるこ

と。

二 中心市街地の活性化には、不動産の有効活用が重要であることから、固定資産税、相続税の軽減措置等により地権者の理解と協力を促すとともに、地域住民の参加を得る取組を強力に推進していくこと。

三 中心市街地活性化策の実施に当たっては、従来の施策に係る効果を十分に検証するとともに、予算措置の効果的な執行に関する事後評価を行い、その結果について適宜情報を提供すること。

四 まちづくり三法は、密接に連携させることが重要であることから、本法に基づく施策と、大規模小売店舗立地法及び都市計画法に基づく施策とが相互にあいまって的確に実施され、地域の独自性を活かした都市構造の形成が図られるよう、関係府省庁は緊密な連携を図ること。また、その内容について、今後とも必要

な見直しを行うとともに、中心市街地の活性化の前提となる基本方針を早急に示すこと。

五 本法における「事業者の責務」に関する規定を踏まえ、大規模小売業者を始め地域の事業者が、退店時の対応等、地域におけるまちづくりへの協力について、自ら社会的責任の一環として自主的に取り組むよう求めること。

右決議する。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年四月二十五日

参議院議長 扇 千景殿

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案

本法施行に要する経費として、平成十八年度

題名を次のように改める。

中心市街地の活性化に関する法律

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 基本方針(第八条)

第三章 基本計画の認定等(第九条—第十五条)

(条)

第四章 中心市街地の活性化のための特別の措置(第十六条—第三十九条)

第一節 認定中心市街地における特別の措置(第十六条—第三十九条)

第二節 認定特定民間中心市街地活性化事業に対する特別の措置(第四十一条—第五十条)

第三節 中心市街地の活性化のためのその他特別の措置(第五十一条—第五十五条)

第五章 中心市街地活性化本部(第五十六条)

第六章 雜則(第六十六条—第七十三条)

附則
第一条を次のように改める。

(目的)
第一条 この法律は、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割的重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上(以下「中心市街地の活性化」という。)を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本

理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もつて地域の活性化及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条第三号中「において市街地の整備改善及び商業等の活性化を」を「における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ」に改める。

第三条を次のように改める。

第二条第三号中「において市街地の整備改善及び商業等の活性化を」を「における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ」に改めること。

第四章を第六章とし、同章の前に次の二章を

又は人に対して各本条の刑を科する。

第四十条を第六十九条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(罰則)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行つた者

二 第五十五条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第三十条第一項の規定による補助を受けた認定事業者で、当該補助に係る中心市街地共同住宅供給事業により建設される住宅地に於ける第二十八条の規定による市町村長の命令に違反したもの

五 第三十二条第一項又は第三項の規定に違反した者

六 第三十九条を削る。

第七十二条 第三十八条中「基本計画」を「認定基本計画」に改め、同条を第六十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

一 第三十九条を削る。

二 第三十二条第一項又は第三項の規定に違反した者

三 前号に掲げるもののほか、基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に関する施策で重要なものの企画

大臣に対し述べる意見をいう。)に関するこ

と。

五 前号に掲げるもののほか、基本方針に基

づく施策の実施の推進に関すること。

六 前三号に掲げるもののほか、中心市街地

の活性化に関する施策で重要なものの企画

及び立案並びに総合調整に関すること。

第七十二条 第五十八条本部は、中心市街地活性化副本部長及び中心市街地活性化本部員をもつて組織する。

八 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

九 第五十九条 本部の長は、中心市街地活性化副本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

第十 第六十条 本部に、中心市街地活性化副本部長

加える。

第五章 中心市街地活性化本部

第六十八条 第四十一条第一項、第二項、第四項及び第五項、第四十二条第一項及び第二項並びに第五十条における主務大臣は、特定民間中心市街地活性化事業を所管する大臣とする。

第七十条 本部の長は、中心市街地活性化副本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

第八十条 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

第九十条 本部に、中心市街地活性化副本部長

平成十八年五月三十一日 参議院会議録第二十九号 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一部を改正する等の法律案

(以下「副本部長」という。)を置き、國務大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(中心市街地活性化本部員)

第六十一条 本部に、中心市街地活性化本部員

(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

(資料の提出その他の協力)

第六十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、國の行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法平成十一年法律第三百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び

地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第三百八十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に

して資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に對しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第六十三条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第六十四条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大

臣は、内閣總理大臣とする。

(政令への委任)

第六十五条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 中認定特定事業者又は認定中小小売商業高度化事業者に対し、特定事業及び

街地活性化事業者に対し、特定民間中心市街地活性化事業者に対し、特定民間中心市街地活性化事業に改め、第三章中同条を第五十条とし、同条の次に次の一節を加える。

第三節 中心市街地の活性化のための
その他特別の措置
(中心市街地整備推進機構の指定)

第五十一条 市町村長は、公益法人その他営利

を目的としない法人であつて、次条に規定す

る業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構(以下「推進機構」という。)

として指定することができる。

五 中心市街地の整備改善に関する調査研究

六 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の整備改善を推進するために必要な業務を行なうこと。

七 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進機構の名称、住所及び事務所の所在地を公表しなければならない。

八 推進機構は、その名称、住所又は事務所の

所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならぬ。

九 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(大規模小売店舗立地法の特例)

第五十五条 都道府県等は、中心市街地の区域

(当該区域内に第三十六条第一項の規定によ

り第一種大規模小売店舗立地法特例区域とし

て定められた区域がある場合においては、當

該定められた区域を除く。)において大規模小

心市街地の活性化を図ることにより中

心市街地の活性化を図ることが必要な区域

(以下「第二種大規模小売店舗立地法特例区

域」という。)を定めることができる。

十 第四項において準用する第三十六条第二項

の公告の日(第二種大規模小売店舗立地法特

例区域の変更があつたときは、第四項におい

て準用する第三十七条第一項において準用す

る第三十六条第二項の公告の日以後は、第

二種大規模小売店舗立地法特例区域、第二種

大規模小売店舗立地法特例区域の変更があ

(推進機構の業務)

第五十二条 推進機構は、次に掲げる業務を行

うものとする。

一 中心市街地の整備改善に関する事業を行

う者に対し、情報の提供、相談その他の援

助を行うこと。

二 中心市街地の整備改善に資する建築物そ

の他の施設であつて国土交通省令で定める

ものを認定基本計画の内容に即して整備す

る事業を行うこと又は当該事業に参加する

こと。

三 中心市街地の整備改善を図るために有効

に利用できる土地で政令で定めるものの取

得、管理及び譲渡を行うこと。

四 中心市街地公共空地等の設置及び管理を

行うこと。

五 中心市街地の整備改善に関する調査研究

六 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の整備改善を推進するために必要な業務を行なうこと。

七 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進機構の名称、住所及び事務

所の所在地を公表しなければならない。

八 推進機構は、その名称、住所又は事務所の

所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならぬ。

九 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

十 第四項において準用する第三十六条第二項

の公告の日(第二種大規模小売店舗立地法特

例区域の変更があつたときは、第四項におい

て準用する第三十七条第一項において準用す

る第三十六条第二項の公告の日以後は、第

二種大規模小売店舗立地法特例区域、第二種

大規模小売店舗立地法特例区域の変更があ

るときは、命令に違反したときは、第五十一条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

規定期間による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

5 第三十項の規定により第五十一条第一項の規定を取り消した場合における前条第三号に規定する土地の取得に係る業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

化に関する法律第四十三条第二項」に改め、同一条を第四十三条とする。

第二十二条から第二十五条までを削る。

第二十一条の見出しを「認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等)」に改め、同条第

一項中「認定中小小売商業高度化事業者」を「認

定特定民間中心市街地活性化事業者」に、「中小

小売商業高度化事業計画」を「特定民間中心市街地活性化事業計画」という。」に、「経済産業大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「経済産

業大臣」を「主務大臣」に、「認定中小小売商業高

度化事業者」を「認定特定民間中心市街地活性化事業者」に、「当該認定に係る中小小売商業高度化事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更のもの。以下同じ。)」に、「中小小売商業高

度化事業が」を「特定民間中心市街地活性化事業が」に改め、同条を第四十一条とし、同条の次

に次の二条を加える。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化業務)

第四十二条 機構は、認定中心市街地における商業の活性化を促進するため、認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従つて行う特定商業施設等整備事業に必要な資金を調達するために発行する社債(社債等の振替に関する法律

号に規定する短期社債を除く)及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行う。

第二十条の見出しを「特定民間中心市街地活

性化事業計画の認定)」に改め、同条第一項を次

のように改める。

特定民間中心市街地活性化事業認定基本計画に記載されたものに限る)を実施しようとする者(第七条第七項第五号に定める事業

を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者

とし、同項第六号に掲げる者にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者を、同項第七号に掲げる者にあつては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項及び第九項各号に規定する事業を実施しようとする場合にあつては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「特定

民間中心市街地活性化事業者」という。)は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地活性化事業に関する計画(以下「特定民間中心市街地活性化事業計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

第二十条第二項中「中小小売商業高度化事業計画」を「特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同条各号中「中小小売商業高度化事業」を「特定民間中心市街地活性化事業」に改め、同条第四項

場合において、その特定民間中心市街地活性化事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

第二十二条の章名及び第十六条から第十九条までの二のであること。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基

本方針のうち第八条第二項第七号及び第八号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。

二 当該特定民間中心市街地活性化事業が確実に実施される見込みがあること。

三 特定民間中心市街地活性化事業者が貨物運送効率化事業を実施する場合であつて当該貨物運送効率化事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送(貨物自動車運送事業法第二条第七項の貨物自動車利用運用運送をいう。以下同じ。)に該当するときは、当該特定民間中心市街地活性化事業者が貨物

運送事業法第六条第一項第一号から第四号まで又は貨物自動車運送事業法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

四 特定民間中心市街地活性化事業者が中小小売商業高度化事業を実施する場合にあつては、当該中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件として政令で定めるものに該当すること及び当該特定民間中心市街地活性化事業者が、経済産業省令で定めるところにより、現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の相当数の所有者等の協力を得て行う取組であつて、当該中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資するものを行うと見込まれること。

第二十条第五項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に改め、同条を第四十条とし、同条の前に第三章の章名及び第十六条から第十九条までの二のであることを削る。

第二節 認定特定民間中心市街地活性化事業に対する特別の措置

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基

本方針のうち第八条第二項第七号及び第八号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。

二 当該特定民間中心市街地活性化事業が確実に実施される見込みがあること。

三 特定民間中心市街地共同住宅供給事業者が、国土交通省令で定めるところにより、中央市街地共同住宅供給事業の実施に関する計画を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

四 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域

三 住宅の戸数並びに規模、構造及び設備

四 共同住宅の建設の事業に関する資金計画

五 住宅が賃貸住宅である場合には、

六 共同住宅の規格及び配置

七 住宅の戸数並びに規模、構造及び設備

八 賃貸住宅の賃借人の資格並びに賃借人の募集及び選定の方法に関する事項

九 賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

十 賃貸住宅の管理の方法及び期間

六 住宅が分譲住宅である場合にあつては、次に掲げる事項
イ 分譲住宅の譲受人の資格並びに譲受人の募集及び選定の方法に関する事項
ロ 分譲住宅の価額その他譲渡の条件に関する事項
ハ 譲渡後の分譲住宅の用途を住宅以外の用途へ変更することを規制するための措置に関する事項
七 その他国土交通省令で定める事項

（認定の基準）
第三十三条 市町村長は、前条第一項の認定（以下この条から第二十九条までにおいて「計画の認定」という。）の申請があつた場合において、当該申請に係る同項の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。
一 第九条第二項第六号に掲げる事項として認定基本計画に定められているものに適合するものであること。
二 良好な住居の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。
三 都市福利施設（居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものに限る。以下この号及び第七号において同じ。）の整備と併せて建設し、又は都市福利施設と隣接し、若しくは近接するものであること。
四 共同住宅が地階を除く階数が三以上の建築物の全部又は一部をなすものであり、かつ、当該建築物の敷地面積が国土交通省令で定める規模以上であること。

五 住宅の戸数が、国土交通省令で定める戸数以上であること。
六 住宅の規模 構造及び設備が、当該住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
七 共同住宅の建設の事業（当該事業と併せて都市福利施設の整備を行う場合には当該都市福利施設の整備に関する事業を含む。）に関する資金計画が、当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。
八 住宅が賃貸住宅である場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
イ 賃貸住宅の賃借人の資格を、次の（1）又は（2）に掲げる者としているものであること。
（1）自ら居住するため住宅を必要とする者
（2）自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者
ハ 分譲住宅の譲受人の募集及び選定の方並びに譲渡の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。
二 譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制が、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十九条又は第七十六条の三第一項の規定による建築協定の締結により行われるものであることその他の国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

（計画の認定の通知）
第二十四条 市町村長は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。
（報告の微収）
第二十五条 計画の認定を受けた者（次条から第三十一条まで及び第七十一条において「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた第二十二条第一項の計画（第二十八条及び第三十一条において「認定計画」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならぬ。
二 前二条の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。
（報告の微収）
第二十六条 市町村長は、認定事業者に対し、中心市街地共同住宅供給事業の実施の状況について報告を求めることができる。
（地位の承継）
第二十七条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域の土地の所有権その他当該中心市街地共同住宅供給事業の実施に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。
（改善命令）
第二十八条 市町村長は、認定事業者が認定計画（第二十五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第三十一条において同じ。）に従つて中心市街地共同住宅供給事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十九条 市町村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。

一 前条の規定による命令に違反したとき。

二 不正な手段により計画の認定を受けたと

2 第二十四条の規定は、市町村長が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(費用の補助)

第三十条 地方公共団体は、認定事業者に対し、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助による中心市街地共同住宅供給事業により建設された住宅の家賃又は価額)

第三十一条 認定事業者は、前条第一項の規定による補助に係る中心市街地共同住宅供給事業の認定計画に定められた賃貸住宅の管理の期間における家賃について、当該賃貸住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参考して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

2 前項の賃貸住宅の建設に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合により、地方住宅供給公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第

場合として国土交通省令で定める基準に該する場合には、当該変動後において当該賃貸住宅の建設に通常要すると認められる費用とする。

(認定事業者は、前条第一項の規定による補助に係る中心市街地共同住宅供給事業により建設された分譲住宅の価額について、当該分譲住宅の建設に必要な費用、利息、分譲事務費、公課その他必要な費用を参考して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

(資金の確保等)

第三十二条 国及び地方公共団体は、中心市街地共同住宅供給事業の実施のために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(地方住宅供給公社の業務の特例)

第三十三条 地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項が定められた認定基本計画に係る認定中心市街地の区域内において、地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、中心市街地共同住宅供給事業として自ら又は委託により行う共同住宅の建設と一体として建設することが適當である商店、事務所等の用に供する施設及び当該共同住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理の業務を行うことができる。

2 前項の規定により地方住宅供給公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第

四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び中心市街地の活性化に関する法律第三十一条第一項に規定する業務」とする。

(地方公共団体による住宅の建設)

第三十四条 地方公共団体は、中心市街地共同住宅供給事業の実施その他の認定中心市街地の区域内における住宅の供給の状況に照らして必要と認めるときは、良好な居住環境が確保された住宅の建設に努めなければならない。

(資金の確保等)

2 国は、地方公共団体が認定中心市街地の区域内において第二十三条の基準に準じて国土交通省令で定める基準に従い住宅の供給を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該住宅の建設に要する費用の一部を補助することができる。

(地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例)

第三十五条 認定市町村である市に対する地方住宅供給公社法第八条の規定の適用については、同条中「人口五十万以上の市」とあるのは、「人口五十万以上の市若しくは中心市街地の活性化に関する法律第十二条第一項に規定する認定市町村である市」とする。

(大規模小売店舗立地法の特例)

第三十六条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条、次条及び第五十五条において「都道府県等」という。)は、認定中心市街地の区域(当該区域内に第五十五条第一項の規定により第二

種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。)のうち、大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ること

(大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗立地法特例区域」という。)を定めることができる。

2 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたときは、経済産業省令で定めるところにより、その内容を公告しなければならない。

(都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたときは、経済産業省令で定めるところにより、その内容を公告しなければならない。

3 前項の公告の日(第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、次条第一項において準用する前項の公告の日)以後は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、その変更後のもの)における大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第五条、第六条第一項から第四項まで、第七条から第十条まで、第十二条第三項、第十四条及び附則第五条の規定は、適用しない。

(都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を作成しようとするときは、当該区域の存する認定市町村と協議しなければならない。

(都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を作成しようとするときは、当該区域の存する認定市町村と協議しなければならない。

4 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を作成しようとするときは、当該区域の存する認定市町村と協議しなければならない。

5 認定市町村は、認定基本計画を実施するため必要があると認めるときは、都道府県等に對し、第一種大規模小売店舗立地法特例区域

の案を記載した書面をもつて第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めるよう要請することができる。

6 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催その他の住民等(当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域内に居住する者、当該区域において事業活動を行う者、当該区域をその地区に含む商工会又は商工会議所その他の団体その他の当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者をいいう。第八項及び第九項において同じ。)の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を公告し、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

8 前項の公告に係る第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案には、次項の規定により住民等が当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について都道府県等に意見を提出するに際し参考となるべき事項として経済産業省令で定めるものを記載した書類を添付しなければならない。

9 第七項の規定による公告があつたときは、住民等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について、都道府県等に意見を

提出することができる。

10 第一種大規模小売店舗立地法特例区域において大規模小売店舗を設置する者は、その大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営するよう努めなければならない。

11 前項の大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、当該大規模小売店舗を設置する者が同項の規定により適正な配慮をして行う当該大規模小売店舗の維持及び運営に協力するよう努めなければならない。

12 第三十七条 前条第二項及び第四項から第九項までの規定は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止について準用する。

13 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止の際当該変更又は廃止により第一種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなつた区域において現に大規模小売店舗を設置している者は、前項において準用する前条第二項の公告の日以後最初に大規模小売店舗立地法第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨及び同項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県等に届け出なければならぬ。この場合には、同法附則第五条の規定は、適用しない。

14 第二項の規定による届出のうち変更に係る

事項以外のものの届出は、大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出とみなす。

す。ただし、同法第五条第三項及び第四項並びに第七条から第九条までの規定は、適用しない。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化・都市型新事業立地促進業務)

第三十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下この条及び第四十二条において「機構」という。)は、認定中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するため、次に掲げる業務を行ふ。

一 認定中心市街地において、次に掲げる施設の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は出資を行つた当該者の委託を受けてこれらに併せて整備される商業施設を含む。)の整備若しくは賃貸その他の管理の事業を行うこと。

二 認定中心市街地における第一項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

3 機構は、前二項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 認定中心市街地ににおける第一項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

二 第一項の規定により機構が行う同項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場(以下この号において「工場等」という。)の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

4 一 商業基盤施設
ロ 都市型新事業の技術に関する研究開発のための施設であつて都市型新事業の技術に関する研究開発を行う者の共用に供する施設(イに掲げる施設を含む。)の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

二 認定中心市街地において、都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は当該

5 一 商業基盤施設
ロ 都市型新事業の技術に関する研究開発のための施設であつて都市型新事業の技術に関する研究開発を行う者の共用に供する施設(イに掲げる施設を含む。)の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

助

工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、認定中心市街地における商業の活性化を促進するため、展示会の開催その他の顧客の増加に寄与する事業を支援する事業及び研修その他の小売業の業務を行ふ者の経営の効率化に寄与する事業であつて、認定中心市街地における商業の活性化に資するものに必要な資金の出資を行ふ。

(共通乗車船券)

第三十九条 運送事業者は、認定基本計画において第九条第二項第八号イに掲げる事項として定められた公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業を行うため、認定中心市街地に来訪する旅客又は認定中心市街地の区域内を移動する旅客を対象とする共通乗車船券(二以上)の運送事業者が期間、区間その他他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。)に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができる。

2 前項の届出をした者は、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十六条第三項後段若しくは第三十六条後段 軌道法(大正十年法律第七十六号)第十一條第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法(昭和二十四年法律第一百八十七号)第八条第一項後段(同法第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしたものとみなす。

第十四条第一項中「定めた」の下に「場合であつて、当該基本計画が第九条第六項、第十二条第二項において準用する場合を含む。)の認定を受けた」を加え、「同法第一項」を「同法第四条第一項」に改め、「同法第三項中「第六条」を「第六条第一項又は第三項」に改め、「同条を第十七条」とし、同条の次に次の三条を加える。

(号外) 報官
(中心市街地公共空地等の設置及び管理)
 第十八条 地方公共団体又は中心市街地整備推進機構は、認定中心市街地の区域内における国土交通省令で定める規模以上の土地又は建築物その他の工作物(以下この条において「土地等」という。)の所有者との契約に基づき、当該土地等に緑地、広場その他の公共空地、駐車場その他当該認定中心市街地の区域内の居住者等の利用に供する国土交通省令で定める施設(以下「中心市街地公共空地等」という。)を設置し、当該中心市街地公共空地等を管理することができる。
(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)
 第十九条 中心市街地整備推進機構が前条の規定により管理する中心市街地公共空地等内の樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第百四十二号)第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び推進機構(中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。)」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「推進機構と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は推進機構」とする。
(民間都市開発法の事業用地適正化計画の認定の特例)
 第二十条 認定中心市街地の区域内の民間都市

開発事業(民間都市開発法第二条第二項に規定する民間都市開発事業をいう。)の用に供する一団の土地の形状、面積等を適正化する計画について、民間都市開発法第十四条の二第一項若しくは第二項又は第十四条の十三第一項の認定の申請があつた場合における民間都市開発法第十四条の三の規定(民間都市開発法第十四条の十三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、民間都市開発法第十四条の三第一号中「次に掲げる」とあるのは、「次のイ、ハ及びニに掲げる」とする。
 第七条第一項中「基本計画において定められた土地区画整理事業」を認定基本計画において第九条第二項第四号に掲げる事項として定められた土地区画整理事業に、「基本計画において定められた中心市街地(以下「特定中心市街地」という。)」を「認定基本計画において定められた土地区画整理事業」に、「基本計画において定められた中心市街地(以下「認定中心市街地」という。)」に、「交通施設、情報処理施設その他の特定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設」を「都市福利施設(認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設)」とし、「基本計画により指定された中心市街地整備推進機構を認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。」に改め、「第十条第一項の規定により指定された」を削り、「基本計画において前条第二項第四号」を「認定基本計画において第九条第二項第五号」に、「の用に供する」を「又は公営住宅等(認定基本計画において第九条第二項第六号に掲げる事項として土地整理事業と併せてその整備が定められたものに供する)に改め、同条第二項

中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律第七条第二項」を「中心市街地の活性化に関する法律第十六条第二項」に改め、同条を第十六条とし、同条の前に次の章名及び節名を付する。
第四章 中心市街地の活性化のための特別別の措置
 第一節 認定中心市街地における特別の措置
 第六条の見出しを「(基本計画の認定)」に改め、同条第一項中「市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する」を「中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一體的に推進するための」に、「作成する」を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するに改め、同条第二項第一号及び第三号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進」を「中心市街地の活性化」に改め、同項第二号及び第六号を次のように改める。
 五 都市福利施設を整備する事業に関する事項
 六 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項
 (地方住宅供給公社の活用により中心市街地共同住宅供給事業を促進することが必要と認められる場合にあっては、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項)
 第六条第二項に次の六号を加える。

- 七 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項
- 八 第四号から前号までに規定する事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する事項
- イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業
- ロ 特定事業
- 九 第四号から前号までに規定する事業及び措置の総合的かつ一体的の推進に関する事項
- 十 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
- 十一 その他中心市街地の活性化のために必要な事項
- 十二 計画期間
- 14 市町村は、第一項の規定により基本計画を作成しようとするときは、第十五条第一項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されている場合には、基本計画に定める事項について当該中心市街地活性化協議会の意見を、同項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されていない場合には、第二項第七号に掲げる事項について当該市町村の区域をその地区とする商工会又は商工会議所の意見を聽かなければならない。
- 第六条第五項から第七項までを次のように改める。
- 5 市町村は、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の

実施に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該地方住宅供給公社及びその設立団体(地方住宅供給公社法昭和四十年法律第二百二十四号)第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該市町村を除く)の長の同意を得なければならない。

6 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた基本計画が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

三 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

7 内閣総理大臣は、前項の認定を行ふに際し必要と認めるときは、中心市街地活性化本部に対し、意見を求めることができる。

第六条に次の四項を加える。

8 内閣総理大臣は、第六項の認定をしようとするときは、第二項第四号から第十号までに掲げる事項について、経済産業大臣、国土交通大臣、総務大臣その他の当該事項に係る関係行政機関の長(次条、第十二条及び第十三条において単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。

(認定基本計画の変更)

9 内閣総理大臣は、第六項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。

10 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第四項の規定により意定(前条第一項の規定による変更の認定を含

見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に当該認定を受けた基本計画(以下「認定基本計画」という。)の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならない。

11 都道府県は、認定基本計画の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に關する助言をすることができる。

第六条を第九条とし、同条の次に次の六条を加える。

(認定に関する処理期間)

第十条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第六項の認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第六項の認定に関する処分を行ふことができるよう、速やかに、同条第八項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定基本計画の変更)

第十二条 市町村は、認定基本計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならぬ。

3 第九条第九項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

4 市町村は、前項の規定により準用する第九条第九項の規定により通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を、都道府県及び同条第四項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に通知するとともに、公表しなければならない。

(認定市町村への援助等)

第十四条 認定市町村は、中心市街地活性化本部に対し、認定基本計画の実施を通じて得られた知見に基づき、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、政府の中

心市街地の活性化に関する施策の改善についての提案をすることができる。

2 中心市街地活性化本部は、前項の提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該認定市町村に通知するとともに、インター

ネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 国は、認定市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、国及び認定市町村は、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(号外) 官報

官報 (号外)

（）

イ 中心市街地整備推進機構 第五十五条
第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。次条、第十八条

及び第十九条において同じ。)

口 良好的な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを

目的として設立された会社であつて政令で定める要件に該当するもの

二 当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのに

ふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ 当該中心市街地の区域をその地区とする商工会又は商工會議所

ロ 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された公益法人又は特定会社であつて政令で定める要件に該当するもの

三 当該中心市街地をその区域に含む市町村があつた場合においては、協議会は、正當な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の長並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第二十条において「民間都市開発法」という。(第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構の代表者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

5 前号から第八号までに規定する事業を実施しようとする者は、当該中心市街地において前項の規定による協議会が組織されていない場合にあつては、同項各号に掲げる者に対し、同項の規定による協議会を組織するよう要請することができる。

6 協議会は、必要があると認めるときは、第四項に規定する者に対し、協議会への参加を要請することができる。

7 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の長並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第二十条において「民間都市開発法」という。(第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構の代表者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

8 協議会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を求めることができる。

9 協議会は、市町村に対し、第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について意見を述べることができるもの

4 第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出るこ

とができる。

一 当該中心市街地において第九条第二項第四号から第八号までに規定する事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

三 当該中心市街地をその区域に含む市町村があつた場合においては、協議会は、正當な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

4 第九条第二項第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

第五条第二項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

第五条第二項第五号を次のように改める。

一 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

第五条第二項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

第五条第二項第五号を次のように改める。

一 中心市街地における都市福利施設を整備する事業に関する基本的な事項

第五条第二項に次の六号を加える。

六 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の中心市街地における住宅の供給のための事業及び当該事業

と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する基本的な事項

七 中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の中心市街地における商業の活性化のための事業及び措置に関する基本的な事項

議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、規約で定めるものとする。

第五条の見出しを削り、同条第一項中「主務大臣」を「政府」に、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する」を「中心市街地の活性化を図るために改め、同条第二項中「につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきもの」を削り、同項第一号を次のように改める。

第五条第二項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

第五条第二項第五号を次のように改める。

一 中心市街地における都市福利施設を整備する事業に関する基本的な事項

第五条第二項に次の六号を加える。

六 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の中心市街地における住宅の供給のための事業及び当該事業

と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する基本的な事項

七 中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の中心市街地における商業の活性化のための事業及び措置に関する基本的な事項

官報（号外）

八 第四号から前号までに規定する事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する基本的な事項

イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業

ロ 特定事業

九 第四号から前号までに規定する事業及び措置の総合的かつ一体的に推進に関する基本的な事項

十 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項

十一 その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

第十五条第三項から第六項までを次のように改める。

3 政府は、基本方針を定めるに当たつては、前項第四号から第八号まで及び第十号に規定する事業及び措置が総合的かつ一体的に推進されるようこれを定めるものとする。

4 内閣総理大臣は、中心市街地活性化本部（第五十六条に規定する中心市街地活性化本部をいう。次条及び第十四条において同じ。）が作成した基本方針の案について審議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による審議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、基本方針の変更について準用する。

八 第四号から前号までに規定する事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する基本的な事項

イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業

付する。

第三章 基本計画の認定等

二十七条を「第四十四条」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、同項を同項第九項とし、同項中第三項を削り、第二項を第二項とし、同項の次に次の五項を加える。

4 この法律において「都市福利施設」とは、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市の居住者等の共同の福祉又は利便のため必要な施設をいう。

5 この法律において「公営住宅等」とは、地方公共団体、地方住宅供給公社その他の公法上の法人で政令で定めるものが自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で建設する住宅をいう。

6 この法律において「中心市街地共同住宅供給事業」とは、この法律で定めるところに従つて行われる共同住宅の建設及びその管理又は譲渡に関する事業並びにこれらに附帯する事業をいう。

7 この法律において「中小小売商業高度化事業」とは、次の各号に掲げる者が実施（第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、第一号又は第二号に掲げる者の組合員又は所属員による実施を含む）をする当該各号に定める事業をいう。

一 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第四条第一項に規定する商店街

振興組合等 主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために行う同項に規定する事業（事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。）

二 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会 主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために行う店舗を一の団地に集団して設置する中小小売商業振興法第四条第二項に規定する事業

三 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売商業者である組合員のための中小小売商業振興法第四条第三項第一号に規定する共同店舗等（第六号において「共同店舗等」という。）の設置の事業

四 協業組合 中小小売商業振興法第四条第三項第二号に定める事業

五 二以上の中小小売商業者が合併をして設立された小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続している会社を含む。）当該会社の店舗等（中小小売商業振興法第四条第三項第二号に規定する店舗等をいう。次号において同じ。）の設置の事業

六 二以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む当該会社の店舗等の設置の事業

七 工商会、工商会議所又は中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）

若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するために行う中小小売商業振興法第四条第六項に規定する事業（事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。）

八 この法律において「特定商業施設等整備事業」とは、商業基盤施設又は相当規模の商業施設を整備する事業（前項に掲げるものを除く。）をいう。

九 第四条中第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいい、「中小企業者」とは、主として小売業に属する事業を営む者であつて、第四号から第七号までのいずれかに該当するものをいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社及びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

一 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第四条第一項に規定する商店街

(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

九 この法律において「特定中心市街地」を「認定中心市街地」に、「認定中小売商業高度化事業者」を「中小売商業高度化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業」とは、中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び特定事業であつて民間事業者が行うものをいう。

十 この法律において「特定民間中心市街地活性化事業」とは、中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び特定事業であつて民間事業者が行うものをいう。

第十四条 第二項の規定による業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

第十五条 地方公共団体は、第三条の基本理念のつとり、地域における地理的及び自然的特

性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえつつ、国の施策と相まって、効果的に中

心市街地の活性化を推進するよう所要の施策

を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、第三条の基本理念に配意し

てその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する中心市街地の活性化のための施策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

附則第二条から第四条までを次のように改め

第二条から第四条まで 削除

附則第五条第一項及び第二項中「特定中心市街地」を「認定中心市街地」に、「認定中小売商業高度化事業者」を「中小売商業高度化事業を

実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者」に改める。

第十一条 この法律において「特定民間中心市街地活性化事業」とは、中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び特定事業であつて民間事業者が行うものをいう。

附則第六条から第十五条までを削る。

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の廃止)

第二条 特定商業集積の整備の促進に関する特別

措置法(平成三年法律第八十二号)は、廃止す

る。

第二章 基本方針

第三条の次に次の三条を加える。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのつとり、地

域の自主性及び自立性を尊重しつつ、中心市街地の活性化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

に掲げる業務のほか、旧法第十二条に掲げる業務を行うものとする。この場合においては、旧法第十二条及び第十三条の規定の適用について、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に旧基本計画に旧法第十四条第一項の規定による路外駐車場の整備に関する事項が定められている場合における同条第二項の規定による特定駐車場事業概要を定める手続及び同条第三項の規定による都市公園の地下の占用の許可については、なお従前の例による。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、第一条の規定による改正後の中心市街地の活性化に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律(以下「旧法」という。)第六条第一項の規定により作成された基本計画(以下「旧基本計画」という。)において同条第二項(第四号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せて旧法第七条第一項に規定する施設の整備が定められている場合における同項の規定による当該土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例について)においては、なお従前の例による。

2 前項の規定に基づき従前の例により認定を受けた旧法第十六条第一項の特定事業計画は、第六項及び附則第十四条の規定の適用について

3 前項の特定事業計画を実施する者は、附則第九条第二項、第十条第一項、第十二条、第十三条及び第十五条の規定の適用については、旧法第十七条第一項の認定特定事業者みなす。

4 第二項の特定事業計画に基づく旧法第四条第四項第二号に掲げる特定事業は、附則第十条第二項の規定の適用については、旧法第二十六

5 第二項の特定事業計画に係る旧法第四条第四

2 前項において指定されたものとみなされた中心市街地整備推進機構は、新法第五十二条各号

3 前項において指定されたものとみなされた中

項第三号の中心市街地食品流通円滑化事業は、附則第十一条の規定の適用については、旧法第二十七条第一号の認定食品流通円滑化事業とみなす。

6 旧法第十七条第二項の認定特定事業計画の変更の認定及び取消しについては、なお従前の例による。

第七条 旧法第十九条第二項の中小売商業高度化事業構想の変更の認定及び取消しについては、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前に旧法第二十条第一項の規定により認定の申請がされた同項の中小売商業高度化事業計画であつてこの法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての経済産業大臣の認定については、なお従前の例による。

2 前項の規定に基づき従前の例により認定を受けた旧法第二十条第一項の中小売商業高度化事業計画は、第五項及び附則第十四条の規定の適用については、旧法第二十一条第二項の認定中小売商業高度化事業計画とみなす。

3 前項の中小売商業高度化事業計画を実施する者は、附則第十条第一項及び第十五条の規定の適用については、旧法第二十二条第一項の認定中小売商業高度化事業者とみなす。

4 第二項の中小売商業高度化事業計画に基づく旧法第四条第五項第七号の中小売商業高度化事業は、附則第十条第二項の規定の適用については、旧法第二十六条第二項の認定中小売商業高度化事業計画の変更の認定及び取消しについては、なお従前の例による。

5 旧法第二十一条第二項の認定中小売商業高度化事業計画の変更の認定及び取消しについては、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行の際現に旧法第二十二条第一項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)が整備し、又は管理している同号に規定する工場若しくは事業場又は施設による。

2 旧法第十七条第一項の認定特定事業者に関する同号に規定する機構の業務については、な

第十条 旧法第十七条第一項の認定特定事業者及び旧法第二十二条第二項第一号に規定する債務の保証については、なお従前の例による。

2 旧法第二十六条第二項の認定中小売商業高度化事業者に関する旧法第二十六条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の特例については、なお従前の例による。

2 旧法第二十六条第二項の認定中小売商業高度化支援等事業を実施する公益法人であつて、当該認定中小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条の特例については、なお従前の例による。

2 旧法第二十六条第二項の認定中小売商業高度化事業者に関する旧法第三十六条に規定する報告の徵収については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第十九条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条 第一項第二号ホ中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に、「第六条第一項の基本計画が作成された」を「第九条第一項に規定する基本計画が同条第六項の認定を受けた」に、「第七条第一

第十二条 旧法第十七条第一項の認定特定事業者に係る旧法第二十九条の規定による道路運送法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の特例について

第十三条 旧法第十七条第一項の認定特定事業者に係る旧法第三十条の規定による貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の特例について

第十四条 この法律の施行の日前に、旧法第二十二条第一項の認定特定事業計画又は旧法第二十一条第二項の認定特定事業計画及び旧法第三十四条の規定により不動産公共団体が旧法第三十四条の規定による当該地取得税又は固定資産税に係る不均一の課税をした場合における地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定について

第十五条 旧法第十七条第一項の認定特定事業者及び旧法第二十二条第一項の認定中小売商業高度化事業者に関する旧法第三十六条に規定する報告の徵収については、なお従前の例による。

2 旧法第二十二条第一項の認定中小売商業高度化事業者に関する旧法第三十六条に規定する報告の徵収については、なお従前の例による。

2 新法第三十六条第一項に規定する第一種大規模小売店舗立地法特例区域又は新法第五十五条第一項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係る公告の日前にした当該公告に係る区域内の大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法平成十年法律第九十一号)第二条第二項に

項の特定中心市街地」を「第十六条第一項に規定する認定中心市街地」に改め、同条第二項第二号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十条第一項」を「中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項」に改め、「中心市街地整備推進機構」の下に「で政令で定めるもの」を加え、「第十二条第三号」を「第五十二条第三号」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 前条の規定による改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第一項(第二号)に係る部分に限る。)の規定によりされた資金の貸付けについては、なお従前の例による。
(印紙税法の一部改正)

第二十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「第二十二条第一項」を「第三十

八条第一項」に改める。
(登録免許税法の一部改正)

第二十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一百三十九号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に改め、「以降「中心市街地整備改善活性化法」という。」を削り、「第三十条第一

項」を「第四十七条第一項」に、「中心市街地整備改善活性化法第十六条第一項(特定事業計画の認定)の規定による特定事業計画」を「中心市街地活性化法第三十八条第二項及び第四十二条」に改め、「中心市街地整備改善活性化法第十七条第一項(特定事業計画の認定)の規定による特定事業計画」

に、「中心市街地整備改善活性化法第十七条第一項(特定事業計画の変更の認定)の規定による特定事業計画」を「同法第四十一条第一項(認定による特定民間中心市街地活性化事業計画)」に、「中心市街地整備改善活性化法第三十八条第一項第二号」に改める。

第二十二条第一項中「中心市街地整備改善活性化法第二十二条第一項第二号」を「中心市街地活性化法第三十八条第一項第二号」に改める。

附則第八条の三第二号中「係る」の下に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十七号附則第十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる)」を加える。

特定事業計画」を「同法第四十一条第一項(認定による特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等)の規定による認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改める。

第二十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

法(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条规定第九号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「中心市街地活性化法」に、「第二十二条第一項」を「第三十八条第一項」に、「並びに同条第二項の規定による債務の保証及び出資」を「及び同条第二項の規定による出資並びに中心市街地活性化法第四十二条の規定による債務の保証」

に改め、同条第二項を削り、「前項に定めるもののほか」を削り、同項を同条とする。

別表第二十五号中「中心市街地における商業活性化事業」を「削除」に改める。

第二十四条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十五条规定第九号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「中心市街地活性化法」に、「第二十二条第一項」を「第三十八条第一項」に、「並びに同条第二項の規定による債務の保証及び出資」を「及び同条第二項の規定による出資並びに中心市街地活性化法第四十二条の規定による債務の保証」

に改め、同条第二項第四号中「中心市街地整備改善活性化法第二十二条第三項」を「中心市街地活性化法第三十八条第三項」に改め、同条第五项中「中心市街地整備改善活性化法第二十二条第一項」を「中心市街地活性化法第三十八条第一項」に改め、「以降「中心市街地整備改善活性化法」という。」を削り、「第三十条第一

項」を「第四十七条第一項」に、「中心市街地整備改善活性化法第二十二条第二項」を「中心市街地活性化法第三十八条第二項及び第四十二条」に改める。

第二十二条第一項中「中心市街地整備改善活性化法第二十二条第一項第二号」を「中心市街地活性化法第三十八条第一項第二号」に改める。

附則第八条の三第二号中「係る」の下に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十七号附則第十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる)」を加える。

第二十六条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 構造改革特別区域法(平成十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項を削り、「同条第二項中「前項に定めるもののほか」を削り、同項を同条とする。

第二十八条 構造改革特別区域法(平成十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

附則第四条第一項を削り、「同条第二項中「前項に定めるもののほか」を削り、同項を同条とする。

別表第二十五号中「中心市街地における商業活性化事業」を「削除」に改める。

第二十九条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第三十五条十九号)の一部を次のように改正する。

第三十五条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第三十五条十九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十四号の次に次の二号を加える。

五十四の二 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

第二十七条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五十四条 第二項第一項に規定する構造改革特別区域法(平成十一年法律第九十二号)第九条第一項に規定する構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置

府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を含む)が第二種大規模小売店舗立地法特例区域として定め、その内容について新法第五十五条第四項において準用する新法第三十六条第二項の規定により公告をした区域とみなす。

第四項において準用する新法第三十六条第二項の規定により公報をした区域とみなす。

官 報 (号外)

投票者氏名

日程第一 平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書(第百六十三回国会内閣提出、第百六十四回国会衆議院送付)

日程第三 平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額總調書及び各省各府所管経費増額調書(第百六十三回国会内閣提出、第百六十回国会衆議院送付)

賛成者氏名

阿部 正俊君

投票者氏名

山東 昭子君
陣内 孝雄君
鈴木 政二君
田村 公平君
伊達 忠一君
田浦 直君
閑口 昌一君
田村 耕太郎君
竹山 裕君
田中 直紀君
中川 雅治君
常田 享詳君
中島 啓雄君
山本 香苗君
山本 保君
樺友 和夫君
未松 信介君
世耕 弘成君
浜四津敏子君
福本 潤一君
山口那津男君
山本 香苗君
渡辺 孝男君
中島 真人君
中川 義雄君
鶴保 康介君
中島 中曽根弘文君
中島 啓雄君
中村 博彦君
西田 吉宏君
中原 爽君
西田 二之湯
岡田 吉宏君
岡田 吉宏君
岩城 光英君
小野 清子君
大野つや子君
片山虎之助君
萩原 健司君
加納 時男君
岡田 直樹君
狩野 安君
岡田 広君
太田 豊秋君
岩永 浩美君
尾辻 信也君
岩井 騎雄君
青木 幹雄君
浅野 勝人君
泉 信也君
岩井 騎雄君
太田 豊秋君
岩永 浩美君
尾辻 信也君
太田 豊秋君
岡田 広君
河合 常則君
岸 信夫君
北川イッセイ君
倉田 寛之君
小泉 昭男君
佐藤 博子君
佐藤 昭郎君
坂本由紀子君
小齊平敏文君
後藤 博子君
佐藤 昭郎君
新君

官 報 (号 外)

平成十八年五月三十一日

參議院會議錄第二十九號
投票者氏名

岩永	尾辻	太田	岡田	岡田	太田	豊秋君
浩美君	秀久君	廣君				
加治屋義人君						
狩野						
柏村	武昭君					
金田	勝年君					
河合	常則君					
岸	信夫君					
北川イッセイ君						
倉田	寛之君					
小泉	昭男君					
小斎平敏文君						
後藤	博子君					
佐藤	昭郎君					
坂本由紀子君						
山東	昭子君					
陣内	孝雄君					
鈴木	政二君					
伊達	忠一君					
閑口	昌一君					
田浦	直君					
田村	公平君					
谷川	秀善君					
鶴保	庸介君					
中川	義雄君					
中島	眞人君					
中原	爽君					
西田	吉宏君					
二之湯	智君					
野上浩太郎君						
南野知恵子君						

橋本	大野つや子君	岡田直樹君
野村	西島英利君	荻原健司君
西銘順志郎君	中村博彦君	加納時男君
聖子君	中曾根弘文君	景山俊太郎君
	中川雅治君	片山虎之助君
	竹山裕君	川口順子君
	中島啓雄君	木村仁君
	常田享詳君	北岡秀二君
	田村耕太郎君	国井正幸君
	閑谷勝嗣君	小池正勝君
	佐藤泰三君	小泉顯雄君
	櫻井新君	小林温君
	世耕弘成君	鴻池祥肇君
	椎名一保君	末松信介君
	田中直紀君	佐藤泰三君
		田中直紀君

藤井	林	芳正君
保坂	三藏君	基之君
舛添	要二君	
松山	敏宗君	
水落	政司君	
矢野	祥史君	
山崎	哲朗君	
山下	力君	
英利君		
脇	雅史君	
吉村剛太郎君	三君	
山本	順三君	
浅尾慶一郎君		
伊藤	基隆君	
池口	修次君	
今泉	昭君	
江田	五月君	
小川	敏夫君	
大石	正光君	
大久保	勉君	
岡崎トミ子君		
神本美恵子君		
北澤	俊美君	
黒岩	宇洋君	
小林	正夫君	
輿石	東君	
佐藤	道夫君	
櫻井	充君	
島田智哉子君		
鈴木	寛君	
主演	了君	
高嶋	良充君	

藤野	真鍋	福島啓史郎君
松田	賢二君	
松村	岩夫君	
三浦	龍二君	
溝手	正昭君	
山内	俊夫君	
山崎	一太君	
山本	吉田	博美君
若林	正俊君	
足立	信也君	
朝日	俊弘君	
家西	悟君	
犬塚	直史君	
岩本	司君	
小川	勝也君	
尾立	源幸君	
大江	昌吉君	
大塚	康弘君	
加藤	耕平君	
喜納	太郎君	
佐藤	敏幸君	
芝	彰君	
佐藤	雄平君	
下田	泰介君	
小林	元君	
郡司		
工藤堅太郎君		
大塚		
佐藤		
田名部匡省君		
榛葉賀津也君		
高橋		
千秋君		

谷 博之君 沢 辻 泰弘君 那谷屋正義君 羽田雄一郎君 林 久美子君 平野 達男君 広中和歌子君 前川 清成君 松岡 徹君 藤本 祐司君

谷 博之君 沢 辻 泰弘君 那谷屋正義君 羽田雄一郎君 林 久美子君 平野 達男君 広中和歌子君 前川 清成君 松岡 徹君 藤本 祐司君

千葉	景子君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君
内藤	正光君	西岡	武夫君
広田	一君	広野	ただし君
藤原	正司君	松井	孝治君
水岡	俊一君	松下	新平君
森	ゆうこ君	柳澤	光美君
山本	孝史君	山下	八洲夫君
和田	ひろ子君	渡辺	秀央君
草川	澤	加藤	修一郎君
谷合	雄二君	昭三君	
浜田	正明君		
松	あきら君		
弘友	和夫君		
山下	栄一君		
山本	保君		
市田	忠義君		
鰐淵	洋子君		
紙	智子君		

日程第五 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 賛成者名 二二三名

名

小池	晃君	春子君	吉川	大門実紀史君
福島みずほ君	又市	長谷川憲正君	木俣	征治君
木俣	佳丈君	角田	義一君	
岩城	阿部	正俊君	青木	幹雄君
小野	岩城	正俊君	浅野	勝人君
大野つや子君	小野	光英君	泉	信也君
岡田直樹君	清子君	幹雄君	浅野	勝人君
荻原健司君	大野つや子君	勝人君	泉	信也君
加納時男君	岡田直樹君	勝人君	岩城	阿部
景山俊太郎君	荻原健司君	信也君	小野	青木
片山虎之助君	加納時男君	勝人君	大野つや子君	大野つや子君
木村仁君	景山俊太郎君	信也君	岡田直樹君	岡田直樹君
川口順子君	片山虎之助君	勝人君	小野清子君	小野清子君
木村正幸君	木村仁君	信也君	大野つや子君	大野つや子君
北岡秀二君	川口順子君	勝人君	岡田直樹君	岡田直樹君
国井正勝君	木村正幸君	信也君	小野清子君	小野清子君
小池正勝君	北岡秀二君	勝人君	大野つや子君	大野つや子君
小泉顯雄君	国井正勝君	信也君	岡田直樹君	岡田直樹君
小林温君	小池正勝君	勝人君	小野清子君	小野清子君

仁比聰平君 小林美恵子君
近藤正道君 涩上貞雄君
荒井広幸君 鈴木陽悦君
糸数慶子君

（衆議院送付） ○名
愛知治郎君 二三三名
秋元司君 岩永浩美君
荒井正吾君 岩井國臣君
尾辻秀久君 太田豊秋君
岡田廣君 加治屋義人君
狩野安君 柏村武昭君
金田勝年君 河合常則君
北川イッセイ君 岸信夫君
小泉昭男君 倉田寛之君
後藤博子君 小斎平敏文君

平成十八年五月三十一日

參議院會議錄第二十九号

投票者氏名

佐藤	坂本由紀子君
昭郎君	山東 昭子君
陣内	孝雄君
鈴木	政二君
田浦	昌一君
閔口	直君
田村	公平君
田浦	忠二君
伊達	秀善君
谷川	庸介君
鶴保	義雄君
中川	中島 真人君
鶴保	真人君
二之湯	爽君
智君	南野知恵子君
西田	西田 吉宏君
中島	野上浩太郎君
中原	中原 基之君
藤井	保坂 三藏君
林	舛添 要一君
野上	松山 政司君
太郎君	水落 敏栄君
吉村剛太郎君	矢野 哲朗君
雅史君	山崎 力君
脇	山下 英利君
浅尾慶一郎君	山本 順三君

伊藤	基隆君	池口	修次君
今泉	昭君	江田	
		五月君	
大石	正光君	小川	敏夫君
大久保	勉君	岡崎	トミ子君
神本	美恵子君	北澤	俊美君
美恵子君		黒岩	宇洋君
北澤		小林	正夫君
俊美君		輿石	東君
黒岩		佐藤	道夫君
宇洋君		櫻井	充君
小林		島田	智哉子君
正夫君		高嶋	良充君
輿石		鈴木	寛君
東君		谷	博之君
佐藤		辻	泰弘君
道夫君		那谷屋	正義君
櫻井		高嶋	一郎君
充君		谷	正行君
島田		辻	
智哉子君		那谷屋	
高嶋		正義君	
良充君		一郎君	
鈴木		正行君	
寛君			
谷			
博之君			
辻			
泰弘君			
那谷屋			
正義君			
高嶋			
一郎君			
正行君			
藤本	久美子君	林	平野
祐司君		林	達男君
福山	哲郎君	平野	
廣中	和歌子君		
前川	清成君		
徳君			

松下 新平 森 ゆうじ
柳澤 光美 山下八洲夫 山本 孝忠
和田ひろ子 渡辺 秀忠 魚住裕一郎
草川 昭三 加藤 修二
澤 雄一 谷合 正明 松 あきら
浜田 昌良 弘友 和夫
山下 栄一 山本 保 紙 智子
鰐淵 洋子 市田 忠義 小林美恵子
仁比 聰平 大田 昌秀 角田 義二
福島みづほ 又市 征治 木俣 佳丈
長谷川憲正 角田 義二

氏名	地方自治法の一 山、衆議院送付)	
阿部	正俊君	青木 幹雄君
浅野	勝人君	泉 信也君
岩井	國臣君	岩永 浩美君
尾辻	秀久君	太田 豊秋君
岡田	広君	柏村 武昭君
加治屋	義人君	金田 勝年君
狩野	安君	河合 常則君
岸	信夫君	北川イツセイ君
小泉	昭男君	倉田 寛之君
佐藤	博子君	小斎平敏文君
後藤	昭郎君	坂本由紀子君
椎名	一保君	末松 信介君
世耕	弘成君	閑谷 勝嗣君
田中	直紀君	田村耕太郎君
竹山	裕君	

二〇九名	正する法律案
愛知	治郎君
秋元	司君
荒井	正吾君
市川	一朗君
岩城	光英君
小野	清子君
大野つや子君	
岡田	直樹君
荻原	健司君
加納	時男君
景山俊太郎君	
片山虎之助君	
川口	順子君
木村	仁君
北岡	秀二君
国井	正幸君
小池	正勝君
小泉	顯雄君
小林	溫君
佐藤	泰三君
鴻池	祥肇君
山東	昭子君
陣内	孝雄君
鈴木	政二君
閔口	昌一君
田浦	直君
伊達	忠一君
谷川	秀善君
田村	公平君

官 報 (号 外)

平成十八年五月三十一日

參議院會議錄第二十九号

投票者氏名

西銘順志郎君	野上浩太郎君	芝 博一君	島田智哉子君	浜四津敏子君	弘友 和夫君
野村 哲郎君	南野知恵子君	下田 敦子君	主濱 了君	福本 潤一君	松 あきら君
橋本 聖子君	林 芳正君	藤井 高嶋	鈴木 寛君	山口那津男君	山下 栄一君
福島啓史郎君	保坂 基之君	田名部匡省君	高橋 千秋君	香苗君	高嶋 良充君
藤野 公孝君	舛添 要一君	千葉 景子君	津田弥太郎君	渡辺 孝男君	荒井 広幸君
眞鍋 賢二君	松村 祥史君	高橋 千秋君	辻 泰弘君	木俣 佳丈君	鷹淵 洋子君
松田 岩夫君	松山 政司君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君	角田 義一君	長谷川憲正君
松村 龍二君	溝手 顯正君	内藤 正光君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君	鈴木 陽悦君
三浦 一水君	山内 俊夫君	白 真勲君	林 久美子君	井上 哲士君	浜四津敏子君
溝手 顯正君	山崎 正昭君	平田 健二君	市田 忠義君	井上 哲士君	福本 潤一君
三浦 一水君	山本 一太君	山下 英利君	紙 智子君	緒方 靖夫君	山口那津男君
溝手 顯正君	吉田 博美君	山本 順三君	小池 晃君	小池 晃君	南野知恵子君
溝手 顯正君	若林 正俊君	吉村剛太郎君	大門実紀史君	大門実紀史君	南野知恵子君
溝手 顯正君	足立 信也君	脇 雅史君	吉川 春子君	仁比 聰平君	南野知恵子君
溝手 顯正君	朝日 俊弘君	山本 基隆君	近藤 正道君	大田 昌秀君	南野知恵子君
溝手 顯正君	家西 悟君	池口 修次君	前川 清成君	福島みづほ君	南野知恵子君
溝手 顯正君	犬塚 直史君	伊藤 浅尾慶一郎君	森 ゆうこ君	又市 征治君	南野知恵子君
溝手 顯正君	岩本 小川	江田 五月君	柳澤 光美君	井上 貞雄君	浜四津敏子君
溝手 顯正君	小川 敏夫君	今泉 昭君	柳澤 光美君	嘉納 昌吉	浜四津敏子君
溝手 顯正君	尾立 源幸君	大石 正光君	円 より子君	和田ひろ子君	浜四津敏子君
溝手 顯正君	尾立 源幸君	大江 康弘君	蓮 荒木	嘉納 昌吉	浜四津敏子君
溝手 顯正君	尾立 源幸君	大塚 敏幸君	若林 秀樹君	参議院議長 扇 千景殿	浜四津敏子君
溝手 顯正君	尾立 源幸君	北澤 喜納	喜納 昌吉	浜四津敏子君	浜四津敏子君
溝手 顯正君	尾立 源幸君	工藤 堅太郎君	喜納 昌吉	浜四津敏子君	浜四津敏子君
溝手 顯正君	尾立 源幸君	佐藤 雄平君	喜納 昌吉	浜四津敏子君	浜四津敏子君
溝手 顯正君	尾立 源幸君	佐藤 泰介君	喜納 昌吉	浜四津敏子君	浜四津敏子君
溝手 顯正君	尾立 源幸君	佐藤 元君	喜納 昌吉	浜四津敏子君	浜四津敏子君
溝手 顯正君	尾立 源幸君	佐藤 輿石	喜納 昌吉	浜四津敏子君	浜四津敏子君
溝手 顯正君	尾立 源幸君	佐藤 道夫君	喜納 昌吉	浜四津敏子君	浜四津敏子君
溝手 顯正君	尾立 源幸君	西田 実仁君	喜納 昌吉	浜四津敏子君	浜四津敏子君
溝手 顯正君	尾立 源幸君	西田 実仁君	喜納 昌吉	浜四津敏子君	浜四津敏子君
溝手 顯正君	尾立 源幸君	木庭健太郎君	喜納 昌吉	浜四津敏子君	浜四津敏子君
溝手 顯正君	尾立 源幸君	白浜 一良君	喜納 昌吉	浜四津敏子君	浜四津敏子君
溝手 顯正君	尾立 源幸君	澤 雄二君	喜納 昌吉	浜四津敏子君	浜四津敏子君
溝手 顯正君	尾立 源幸君	谷合 正明君	喜納 昌吉	浜四津敏子君	浜四津敏子君
溝手 顯正君	尾立 源幸君	浜田 昌良君	喜納 昌吉	浜四津敏子君	浜四津敏子君
国際的な違法伐採対策に関する質問主意書					
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。					
平成十八年五月十六日					
参議院議長 扇 千景殿					
嘉納 昌吉					
国際的な違法伐採対策に関する質問主意書					
沖縄県名護市で二〇〇〇年七月に開催されたG8サミットの共同声明（以下「共同声明」という。）には、「先住民社会による持続可能な森林経営を					
支援するプロジェクト重視」や「輸出・調達慣行を含め違法伐採に対処する最善の方法の検討」など					
ラム首脳会議（以下「太平洋・島サミット」といいう。）が開催される。日本が木材を輸入している国々はインドネシア、パプアニューギニアなど太平洋諸国に多いことから、「太平洋・島サミット」では森林経営や違法伐採問題が議題になると思われる。					
そこで、以下質問する。					
一 政府は、共同声明にある「違法伐採に対処する最善の方法の検討」をいかに行い、いかに終了したのか、あるいは依然検討中なのか、まだ検討していないのか、その理由とともに明らかにされたい。					
二 共同声明にある「持続可能な森林経営」について、政府の見解を示されたい。					
三 二の政府見解に基づき、森林経営の実情や違法伐採について関係諸国と合同で調査し、対策を講じる意思が政府にあるか、明らかにされたい。					
四 たとえば、その調査・対策をパプアニューギニアで行う必要があると考えるか、理由とともに明らかにされたい。					
五 「太平洋・島サミット」で、政府は違法伐採問題を議題とし、討議する意思があるのか否か、理由とともに明らかにされたい。					
六 「太平洋・島サミット」で日本とともに共同議長国となるパプアニューギニアの首脳と、同国における違法伐採問題の調査・対策について					

議する意思が政府にあるか否か、理由とともに明瞭にされたい。

七 「太平洋・島サミット」終了後、違法伐採問題を討議する場として、どのような国際外交の場がふさわしいと考えるか、理由とともに明瞭にされたい。

右質問する。

平成十八年五月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出国際的な違法伐採に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三及び四について
アジア森林パートナーシップ、森林法の施行とガバナンスに関する欧州・北アジア閣僚会合、国際熱帯木材機関理事会等の様々な国際会議の場において、パブニア・ユーニニアを含む関係諸国との間で違法伐採に関する情報の共有を図つており、今後とも、違法伐採の実態把握等に努めてまいりたい。

五及び六について

第四回日本・太平洋諸島フォーラム首脳会議では、森林資源の適切な利用の問題について議論が及ぶ可能性がある。

七について
違法伐採問題については、主要国首脳会議の場で議論されてきているほか、アジア森林パートナーシップ、森林法の施行とガバナンスに関する欧州・北アジア閣僚会合、国際熱帯木材機関理事会等の場において、諸外国との間で情報の共有を図っているところであり、今後ともこのような場において議論してまいりたい。

御指摘の共同声明を踏まえ、その後の主要国首脳会議の場で種々の検討が行われた結果、昨年七月のグレンイーグルズ・サミットにおいて合法的な木材を優先する公共木材調達政策の奨励等について合意されたところであります。今後とも、違法伐採に対する方法に関する検討を進めてまいりたい。

〔平成十一年度林業の動向に関する年次報告〕

〔平成十二年四月七日閣議決定〕において、「持続可能な森林経営とは、森林生態系の健全性を保つつその活力を活用し、森林に対する多様な要請に持続的に対応していくような森林の取扱いである」とされている。

三及び四について
アジア森林パートナーシップ、森林法の施行

とガバナンスに関する欧州・北アジア閣僚会

合、国際熱帯木材機関理事会等の様々な国際会議の場において、パブニア・ユーニニアを含む関

係諸国との間で違法伐採に関する情報の共有を図つており、今後とも、違法伐採の実態把握等に努めてまいりたい。

五及び六について
第四回日本・太平洋諸島フォーラム首脳会議では、森林資源の適切な利用の問題について議論が及ぶ可能性がある。

七について
違法伐採問題については、主要国首脳会議の場で議論されてきているほか、アジア森林パートナーシップ、森林法の施行とガバナンスに関する欧州・北アジア閣僚会合、国際熱帯木材機

在日米軍第三海兵機動展開部隊の要員とその家族の沖縄からグアムへの移転に関する質問主意書
五月一日、米国国務省において日米安全保障協議委員会が開催され、「共同発表」及び「再編実施のための日米のロードマップ」の二つの文書が公表された。この中で日米両政府は、約八〇〇〇名の第三海兵機動展開部隊の要員と、その家族約九〇〇〇名は、部隊の一体性を維持するよう形で二〇一四年までに沖縄からグアムに移転することに合意した。

そこで、以下質問する。

一 在沖海兵隊は通常、ハワイ、グアム、フィリピンなどに展開しているが、政府は、在沖海兵隊が沖縄に何名駐留しているのかを常時把握しているのか。把握しているのであれば、現在把握している最新の人数を明らかにされたい。

二 沖縄からグアムに移転される部隊の要員約八〇〇〇名の中には、イラク派遣から帰還していない部隊が含まれているのか、明らかにされたい。

三 報道によると、現在沖縄に滞在する軍人の家族は七九一〇名とされているが、「再編実施のための日米のロードマップ」によるとグアムに移転する家族は約九〇〇〇名とされている。明らかに矛盾が見られるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 常駐していることが定かでない約八〇〇〇名の第三海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転することが、「沖縄の負担軽減」になるのか、政府の見解を明らかにされたい。

五

「再編実施のための日米のロードマップ」には、移転する部隊は、第三海兵機動展開部隊の指揮部隊、第三海兵師団司令部、第三海兵後方群(戦務支援群から改称)司令部、第一海兵航空団司令部及び第一二海兵連隊司令部を含むとされています。政府は具体的にどの部隊から何名がグアムに移転するのかを把握しているか。把握しているのであれば、その部隊名と人数を明らかにされたい。

右質問する。

平成十八年五月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出在日米軍第三海兵機動展開部隊の要員とその家族の沖縄からグアムへの移転に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

る過程において、米国が検討することとされており、現時点では決定されていない。

三について

平成十八年五月一日の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編実施のための日米のロードマップ」に示された、グアムに移転する第三海兵機動展開部隊の要員の家族の人数については、様々な事情により変動し得るものであること前提に、概数として協議の過程で米国から示されたものである。なお、御指摘の七千九百十名という家族の人数については、どのような根拠によるものか承知していない。

四について

米国から、沖縄に駐留する海兵隊の人数については、約一万八千名であるとの説明を受けており、そのうち約八千名がその家族約九千名とともにグアムに移転すれば、沖縄にとって大きな負担軽減になるものと考える。

政府開発援助のNGOへの委託に関する質問
主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年五月十九日

木俣 佳丈

参議院議長 扇 千景殿

政府開発援助のNGOへの委託に関する質問主意書

日本の政府開発援助の実施主体のほとんどは政府や政府機関であり、住民にとってより身近な存

在であるNGOへの委託率はわずか二パーセント程度との指摘がある。一方、米国では、新しいアイデアでの事業展開と事業コスト削減のため、保健衛生などのいわゆるソフト事業の委託先を一般競争入札で選定しており、NGOへの委託率が三〇パーセントを超えていると聞く。

「民間でできることは民間で」という方針のもと、民間の創意工夫を生かし、効率の良い行政を行うことが肝要である。政府開発援助にもこうした観点が求められていることから、今後はNGOへの委託率を高めるべきと考える。

そこで、以下質問する。

一 外務省が行つている二〇〇四年政府開発援助実績のうち、インフラ整備等ではなく、エイズ予防広報や人材育成などのいわゆるソフト事業の占める割合は何パーセントであるか、二国間援助について示されたい。またその中で、一般競争入札による契約は何パーセントになるかも示されたい。

二 一般競争入札を行わない場合、契約先はどのように選定されるのか。選定過程、基準等を具体的に示されたい。

三 政府開発援助を行わない場合、契約先はどうように行われる評価を行うことが不可欠と考えるが、二国間援助についての評価はどのように行われているのか。一般競争入札とそれ以外の契約方法で異なるのであれば、契約方法ごとに具体的に示されたい。

四 外務省のホームページによると、政府は日本のNGOが途上国で実施する事業に政府資金の提供をしており、二〇〇四年には我が国のNGO四六団体が三二か国で行った七二件の事業に

対して、約一〇億四〇〇〇万円の資金を提供しているという。

1 政府開発援助においてNGOが果たしている役割、また、政府や政府機関の役割とのいわば棲み分けについて、政府の認識を示されたい。

一について

御指摘の「ソフト事業」の意味が必ずしも明らかではないが、外務省が平成十六年度に実施した二国間政府開発援助の事業の実績額において、機材供与等を除く技術協力事業並びに人材育成及び啓蒙活動を中心とする無償資金協力事業の額が占める割合は、約十一パーセントである。これらの事業における契約先の選定に際しては、一般競争入札を実施していない。

2

政府開発援助において外務省がNGOに資金を提供する場合、どのような制度によって実施されているのか、その枠組み及び法令上の根拠も含めて具体的に示されたい。そのうち、一般競争入札によって選定された事例の有無についてもあわせて示されたい。

3 政府資金を提供した事業及び団体はどのように選定されたのか。選定過程、基準等を具体的に示されたい。

4 政府開発援助にNGOの経験とノウハウを活用する方策として、政府（JICAを含む）が直接運営しているプロジェクトについてもNGOに一般競争入札で委託するべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

委託率を高めるためには、具体的な数値目標を定めるべきと考えるが、あわせて見解を示されたい。

右質問する。

平成十八年五月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員木俣佳丈君提出政府開発援助のNGOへの委託に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木俣佳丈君提出政府開発援助のNGOへの委託に関する質問に対する答弁書

官 報 (号 外)

した上で契約先が選定される場合がある。

三について

政府開発援助の評価については、国別及び重

点課題別の政策に係る評価、分野別及び援助形態別のプログラムに係る評価並びに個別のプロジェクトに係る評価を行っており、その多くについては、評価の客觀性及び公平性を確保するため、NGOを含む外部有識者並びに他の援助国及び被援助国の関係者の参加を得て実施している。なお、このような評価の実施については、当該政府開発援助事業の契約先の選定が一般競争入札によるものかそれ以外の方法によるものかで異なることはない。

四の1について
政府開発援助において、NGOは、開発途上国の住民の多様なニーズに応じたきめの細かい開発支援及び緊急人道支援を実施する等、極めて重要な役割を果たしていると認識している。

NGOは、政府及び関係機関と連携し、地域に根ざした支援を行うものと認識している。

四の2について

外務省は、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)第四条第一号ハに規定する経済協力として、開発途上国で活動している我が国のNGOに対する日本NGO支援無償資金協力、開発途上国で活動しているNGO等に対する草の根・人間の安全保障無償資金協力、NGOの事業実施能力及び専門性の向上のためのNGOに対するNGO事業補助金等において、NGOに資金を提供している。日本NGO支援無償資金協力、草の根・人間の安全保障無償資金協力及びNGO事業補助金においては、一般競争入札

によってNGOが契約先に選定された事例はない。

四の3について

政府開発援助に係る資金の対象とする事業及びその契約先については、外務本省又は在外公館がNGO等からの申請を受け、我が国の援助政策との整合性、住民への裨益効果、事業の持続性等の観点から審査を行い選定している。

四の4について

政府開発援助において、NGOの知見等を一層活用していく方法について、今後とも検討してまいりたい。

官 報 (号 外)

第明治
三十五年三月三十日
便物認可

平成十八年五月三十一日 參議院會議錄第二十九號

發行所
二 東 〒 一 二番地〇 都 京 五 行政 四 号港 都 区 八 虎ノ門 四 四 九 法人國立 一 印刷局 五 丁目
電 話
03 (3587) 4294
定 価
本 本号 体 部 二 二三〇円 三 〇円